

令和6年第2回坂町議会定例会

会 議 録 （第1号）

1. 招 集 年 月 日 令和6年3月4日（月）

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 （開 議） 令和6年3月4日（月）

~~~~~〇~~~~~

4. 出席議員（12名）

|                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 1 番 折 中            智 君 | 2 番 岡 村 繁 範 君           |
| 3 番 縫 部 逸 都 君          | 4 番 池 脇 雅 彦 君           |
| 5 番 向 田 清 一 君          | 6 番 末 吉 克 巳 君           |
| 7 番 安 竹            正 君 | 8 番 光 岡 美 里 君           |
| 9 番 中 川 ゆかり 君          | 10 番 柚 木            喬 君 |
| 11 番 奥 村 富士雄 君         | 12 番 川 本 英 輔 君（議長）      |

~~~~~〇~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~〇~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| 町            長 | 吉 田 隆 行 君          |
| 副   町   長      | 村 上 明 雄 君          |
| 教   育   長      | 枝 廣 泰 知 君          |
| 技            監 | 錦 織 直 紀 君          |
| 情 報 政 策 監      | 鳴 川 雅 彦 君          |
| 総 務 部 長        | 車 地 孝 幸 君          |
| 民 生 部 長        | 藤 本 大 一 郎 君        |
| 教 育 次 長        | 坂 本 孝 博 君          |
| 総 務 課 長        | 西 谷 伸 治 君          |
| 企画財政課長         | 山 本            保 君 |
| 税務住民課長         | 河 野 宏 明 君          |

|            |           |
|------------|-----------|
| 民 生 課 長    | 宮 本 隆 一 君 |
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君 |
| 環境防災課長     | 窪 野 稔 君   |
| 産業建設課長     | 川 上 宏 規 君 |
| 都市計画課長     | 松 谷 展 裕 君 |
| 学校教育課長     | 藤 原 文 代 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 槇 尾 伸 君   |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 事    | 梅 田 勝 平 君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

- (1) 議長報告
- (2) 府中・坂地区水道整備協議会報告
- (3) 議会改革推進特別委員会報告
- (4) 広島県後期高齢者医療広域連合議会  
報告
- (5) 総務厚生委員会報告
- (6) 産業文教委員会報告
- (7) 監査委員報告

「行 政」

- (1) 町長報告
- (2) 副町長報告

議 事

|       |         |                                                       |
|-------|---------|-------------------------------------------------------|
| 日程第 1 |         | 「会議録署名議員の指名」                                          |
| 日程第 2 |         | 「会期の決定」                                               |
| 日程第 3 | 報告第 1 号 | 「専決処分をした事件の報告について（横浜排水<br>区雨水排水路改良工事請負契約の変更につい<br>て）」 |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 「令和 5 年度坂町一般会計補正予算（第 1 0 号）」                          |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 「令和 5 年度坂町国民健康保険事業特別会計補正<br>予算（第 3 号）」                |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 「令和 5 年度坂町下水道事業特別会計補正予算<br>（第 3 号）」                   |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 「令和 5 年度坂町介護保険事業特別会計補正予算<br>（第 3 号）」                  |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 「令和 5 年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予<br>算（第 2 号）」                 |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 「財産の取得について」                                           |
| 日程第10 | 議案第10号  | 「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例<br>の一部改正について」                  |
| 日程第11 | 議案第11号  | 「坂町部設置条例の一部改正について」                                    |
| 日程第12 | 議案第12号  | 「職員の給与に関する条例の一部改正について」                                |
| 日程第13 | 議案第13号  | 「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁<br>償に関する条例の一部改正について）」          |
| 日程第14 | 議案第14号  | 「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁<br>償に関する条例の一部改正について」           |
| 日程第15 | 議案第15号  | 「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」                                |
| 日程第16 | 議案第16号  | 「坂町こども医療費支給条例の一部改正について」                               |
| 日程第17 | 議案第17号  | 「坂町介護保険条例の一部改正について」                                   |
| 日程第18 | 議案第18号  | 「坂町手数料条例の一部改正について」                                    |
| 日程第19 | 議案第19号  | 「坂町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営<br>に関する基準等を定める条例の一部改正につい<br>て」 |

|       |        |                                                                                             |
|-------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第20 | 議案第20号 | 「坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」                |
| 日程第21 | 議案第21号 | 「坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」 |
| 日程第22 | 議案第22号 | 「坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等に関する条例の一部改正について」                                           |
| 日程第23 |        | 「令和6年度町長施政方針」                                                                               |
| 日程第24 |        | 「令和6年度教育行政方針」                                                                               |
| 日程第25 |        | 「一般質問」                                                                                      |
| 日程第26 | 議案第23号 | 「令和6年度坂町一般会計予算」                                                                             |
| 日程第27 | 議案第24号 | 「令和6年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」                                                                     |
| 日程第28 | 議案第25号 | 「令和6年度坂町介護保険事業特別会計予算」                                                                       |
| 日程第29 | 議案第26号 | 「令和6年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」                                                                      |
| 日程第30 | 議案第27号 | 「令和6年度坂町下水道事業会計予算」                                                                          |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(西谷信樹君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) 皆さん、改めましておはようございます。

令和6年第2回坂町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、年度末を迎え、公私とも何かとお忙しい中、御出席を賜り、誠にありがと

うございます。

本定例会におきましては、２３議案、令和６年度予算審査等を予定しておりますが、議員各位におかれましては、会期日程に沿って議事進行に御協力くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は１２名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより令和６年第２回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前１０時０１分）

（再開 午前１０時０３分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。令和６年第２回坂町議会定例会が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの定例会では、２５件の案件について御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。

何とぞよろしく御審議をくださいます、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。  
して、開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会から報告を行います。

報告 1 議長報告。

議長報告を行います。

去る 2 月 22 日に自治功労者等表彰式並びに広島県町議会議員研修会がメルパルク  
広島で開催され、県内全 9 町の議会議員が出席し、坂町議会から議員 11 名が出席を  
いたしました。

自治功労者表彰式では、全国町村議会議長会表彰を県内 5 名の議員が表彰されまし  
た。

研修会では、独立行政法人労働者安全機構産業保健総合支援センター産業保健専門  
職の寺村清美氏による「産業保健の現状と働き方改革による健康経営への取組み」と  
題し、講演を受けました。

また、広島大学大学院医系科学研究科客員准教授松本直子氏による「健康経営は人  
への投資」と題し、講演を受けました。

以上で、報告を終わります。

報告 2 府中・坂地区水道整備協議会報告及び報告 3 議会改革推進特別委員会報  
告を行います。

奥村議員。

○11 番（奥村富士雄議員） 初めに、府中・坂地区水道整備協議会について報告いた  
します。

令和 5 年度府中・坂地区水道整備協議会が令和 6 年 2 月 9 日、広島市水道局基町庁  
舎にて開催されました。

坂町からは錦織技監、川上産業建設課長と私、奥村が出席いたしました。

まず、令和 6 年度広島市水道事業会計当初予算案の概要が説明され、坂町の負担金  
予定額の内訳として、1、消火栓負担金 224 万 6 千円、2、温井ダム建設負担金 7  
4 万 9 千円、3、安全対策事業 15 万 7 千円、4、水源開発繰入金 10 万 4 千円、5、  
下水道使用料徴収業務受託収入 934 万 7 千円で、合計 1,260 万 3 千円との報告

がありました。

次に、令和6年度坂地区水道施設整備計画の説明があり、坂町での新設工事、施設更新及び改良につきましては、配水管改良工事など7件の計画について説明があり、会議が終了いたしました。

なお、詳細につきましては、事務局に提出しておりますので、参考に供してください。

以上で、府中・坂地区水道整備協議会報告を終わります。

次に、議会改革推進特別委員会報告をいたします。

令和5年12月15日に坂町女性会連絡協議会と、令和6年2月16日に坂町交通安全協会と、同日、2月16日夜には坂町消防団とそれぞれ意見交換会を実施いたしました。

各団体の諸課題や地域での問題、議会に対する要望など、様々な意見をお聞きすることができました。

今後は皆様から頂いた貴重な御意見を議会活動に生かしていきたいと思います。

以上で、議会改革推進特別委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告4 広島県後期高齢者医療広域連合議会報告及び報告5 総務厚生委員会報告を行います。

安竹議員。

○7番（安竹 正議員） 初めに、後期高齢者医療広域連合議会定例会について報告いたします。

令和6年2月13日に令和6年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、私が出席をしてきました。

提出された6議案は、条例の一部改正が1件、規約の変更が1件、令和5年度の補正予算が2件、令和6年度の当初予算が2件で、いずれも全会一致で承認されました。

なお、会議資料は事務局に提出しておりますので、参考に供してください。

以上で、後期高齢者医療広域連合議会定例会報告を終わります。

続いて、総務厚生委員会報告をいたします。

2月2日に企画財政課から地方創生移住支援事業について担当課長及び担当者の出席を求め、説明を受けました。

広島県と各市町が共同して移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解

消を目的とし、制度の概要や補助金などの説明がありました。広報活動として年に2回、東京都へ移住フェアへの出展をしております。今後も継続して活動を行っていたき、1件でも多くの坂町への移住を推進していただきたいと感じました。

以上、総務厚生委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告6 産業文教委員会報告。

光岡委員長。

○8番（光岡美里議員） 産業文教委員会報告をいたします。

2月2日に学校教育課から不登校児童生徒への支援について課長及び担当者の出席を求め、説明を受けました。

不登校児童生徒数は年々増加傾向にあり、その対応策として学習支援や学校における居場所づくり、教育相談体制の確立など、様々な支援の説明がありました。

不登校への要因は様々であり、一人一人に寄り添った対応をしていることが分かりました。

以上、産業文教委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告7 監査委員報告。

中川監査委員。

○9番（中川ゆかり議員） 監査委員報告をさせていただきます。

監査は、坂町代表監査委員である田村好孝氏及び私、中川ゆかりの2人で実施いたしました。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を令和5年11月分を12月21日、令和5年12月分を1月22日、令和6年1月分を2月20日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

次に、令和5年10月23日から令和5年12月13日までに行了しました令和5年度定例監査の結果を令和6年1月22日に町長に提出いたしました。

以上で、坂町監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政から報告を行います。

報告1 町長報告。

吉田町長。



○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告をいたします。

去る２月１９日から２０日にかけて、能登半島地震により被災した石川県内の７町へお見舞いと激励のため訪問し、町長などから各地域の被災状況の説明を受け、今後の課題について意見交換を行いました。

被災地では、多くの家屋や公共施設等に甚大な被害が生じ、現在も様々な方面からの懸命な復旧作業が続いており、各町長からは、今後も復旧・復興に対する国からの十分な支援が受けられるよう要望がございました。

去る２月２１日、町長会議が開催され、私が出席をいたしました。

会議では、第１号議案として、令和６年度広島県町村会事業計画について、第２号議案として、令和６年度広島県町村会収支予算について審議され、これらの案件につきましては、いずれも全会一致で承認されました。

終了後に勤続２５年以上の町職員２２名に対し、広島県町村会自治功労者表彰式が行われました。坂町からは今回は該当はございませんでした。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告２ 副町長報告。

村上副町長。

○副町長（村上明雄君） 安芸地区衛生施設管理組合議会について御報告いたします。

まず、令和５年１２月２２日に令和５年第３回定例会が開催され、坂町からは吉田町長、川本議長、榎尾会計管理者、私が出席いたしました。

当日は８件の案件が提出され、最初にさきの海田町長選挙により欠員となった副管理者の選挙があり、竹野内町長が選出されました。

次に、退職手当の共同処理について、広島県市長総合事務組合に府中町が加入することに伴う規約改正の専決処分についての報告がなされました。

また、人事院勧告に準じて所要の改正を行った３件の専決処分、職員の給与に関する条例、組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について、いずれも全会一致で承認されました。

次に、令和４年度各会計歳入歳出決算認定につきまして、し尿収集処理に係る一般会計の決算額は歳入総額５億４，７４５万円余、歳出総額５億１，８２１万円余、歳入歳出差引き２，９２４万円余の黒字、また、広域ごみ焼却場事業特別会計では、歳入

総額 11 億 8,389 万円余、歳出総額 11 億 4,471 万円余、歳入歳出差引き 3,917 万円余の黒字となり、いずれの決算も全会一致で認定されました。

あわせて、決算認定に伴う補正として、令和 5 年度一般会計補正予算、広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算につきましても、原案のとおり全会一致で可決され、同日、閉会されました。

続きまして、令和 6 年 2 月 26 日、令和 6 年第 1 回管理組合議会定例会が開催され、坂町からは吉田町長、川本議長、榎尾会計管理者、私が出席いたしました。

当日は 5 件の案件が提出され、まず、条例改正として安芸地区衛生施設管理組合監査委員条例及び管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正の 2 件が上程され、いずれも全会一致で可決されました。

次に、令和 6 年度当初予算に係る予算関連 3 件が提出され、まず、組合経費の関係市町の負担金の負担方法につきましては、令和 5 年と同様の算定方法とするもの、令和 6 年度一般会計予算では、し尿収集処理に係る歳入歳出予算それぞれを 5 億 5,150 万円余とするもの、令和 6 年度広域ごみ焼却場事業特別会計予算では、歳入歳出予算それぞれ 11 億 9,918 万円余とするもので、いずれも原案のとおり可決され、同日、閉会されました。

以上で、安芸地区衛生施設管理組合議会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、議事に入ります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第 125 条の規定により、議長において、1 番奥村富士雄議員、1 番折中 智議員、2 番岡村繁範議員を指名いたします。

日程第 2 「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 12 日までの 9 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

会期は本日から 3 月 12 日までの 9 日間に決定をいたしました。

日程第 3 報告第 1 号「専決処分をした事件の報告について（横浜排水区雨水排水

路改良工事請負契約の変更について)」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第1号「専決処分をした事件の報告について」御説明を申し上げます。

このたび、横浜排水区雨水排水路改良工事請負契約の契約金額の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、議会の皆様に報告をいたすものでございます。

報告の内容につきましては、特例措置による労務費の増加等により、契約金額6,930万円を7,099万8,400円に変更をいたすものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第4 議案第4号「令和5年度坂町一般会計補正予算（第10号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第4号「令和5年度坂町一般会計補正予算（第10号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ各事業の決算見込みに基づいた補正計上を行ったことにより、既定の予算総額から1億2,489万円を減額し、歳入歳出予算の総額を75億7,121万9千円といたすものでございます。

8ページからの繰越明許費は、計上いたしております事業につきまして、本年度内の執行が困難なことから翌年度に繰り越すもので、9ページの地方債補正につきましては、事業の執行見込みに基づき変更を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、15ページの町税では、それぞれの収入見込みを計上いたしました。

17ページの地方交付税では、普通交付税の変更決定による追加交付額を計上いたしました。

20ページからの国庫支出金及び県支出金につきましては、それぞれの事業の執行見込みにより計上いたしました。

26ページの繰越金では、財政調整基金繰入金及び大規模事業基金繰入金を減額をいたしました。

28ページの町債では、各事業の執行見込みによりそれぞれ計上いたしました。

次に、歳出で、30ページの総務費、財政管理費では、各事業に係る基金積立金をそれぞれ計上いたしました。

36ページの民生費、老人福祉費では、介護保険事業及び後期高齢者医療に対する経費を執行見込みにより計上いたしました。

38ページからの民生費、保育所費では、私立保育園の運営に係る経費を計上いたしました。

41ページからの衛生費、予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業等について、執行見込みによりそれぞれ計上いたしました。

47ページの土木費、道路新設改良費では、各事業の執行見込みによりそれぞれ計上いたしました。

54ページからの教育費、小学校費及び中学校費では、各事業の執行見込みによりそれぞれ計上いたしました。

58ページからの教育費、社会教育費及び保健体育費では、各事業の執行見込みによりそれぞれ計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 8ページの繰越明許費について、ちょっと細かくは確認できませんけども、概略をちょっと説明願いたいと思うんですが、まず、これ合算したら7億何ぼで過去最大になるんですけども、何か過去からずっとだんだん多くなるような感じがするんですが、多いのは普通じゃないかと思うんですが、その辺のちょっ

と説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） 繰越明許費につきましては、各事業とも年度内に執行できないという理由で翌年度に繰り越すものでございますけども、例えば三世代同居等であれば、交付決定後に、家を新築するまでに数か月かかって、年度内にどうしても、年度末に申請が出た場合は、繰り越さざるを得ないというようなものでございます。

また、各種工事につきましては、近年は国のほうから繰越明許費を活用して、施工時期の平準化を図りなさいというような通知も出ておりまして、例えば当初予算に計上いたしますと、翌年度の4月、5月に入札と契約手続等を執行いたしますので、工事を発注するのがどうしても6月、7月とかになってしまいます。そうすると、4月、5月に工事が全くできないような状況が全国的にありますので、そういったものをなくすように、この繰越明許費をわざとに活用して、4月、5月に工事を発注するというような数値もでございます。

いずれにいたしましても、各種事業とも適正な年度内に執行できない理由がある中の繰越しでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 細かく聞きたく、時間がないんですけども、例えば下から6番目ぐらいに都市防災総合推進事業が1億8,150万円あるんですが、例えばこれ、私、いろいろと地元で、横浜一部15号線2,200万円ぐらいのものは含まれているかどうかをちょっと確認したいと思います。

○議長（川本英輔議員） 川上産業建設課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

横浜一部15号線でございますが、こちらの繰越明許費の額には入ってございません。当初の計画、5年度のものの繰越しでございますして、入ってございません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 小屋浦小学校のグラウンドフェンス改修についてお伺いしま

す。

これ、かなり大規模な工事になるのではないかと考えるのですが、予定されている工期ですとか、そういったところをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 藤原学校教育課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

今のところ、7月下旬ぐらいから、子供たちの夏休みに入った段階からスタートさせていただき、工期といたしましては約6か月間を予定しております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 6か月間ということで、結構長い期間になるかと思われますので、その期間の周辺の安全確保ですとか、子供たちの活動の場の確保についてお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 藤原課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

安全面の確保につきましては、まずは近隣の住民の皆様方、また、地域の皆様方にも御説明のほうをさせていただく場を設けるということが必要かと思っております。

また、大きな工事ですので、音とか物とかが落ちて、近隣の方、また、児童に安全面について危険ということになっては困りますので、大きなフェンスを設けまして、安全面の確保をしてみたいと考えております。

学習面につきましても、地域の運動会とかにつきましては、春先に実施を御協力の下、させていただくことを考えております。そのほかは体育館やそのほかの場所を使いながら、学習活動の場の確保をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 歳入のほうで、17ページをお願いします。

一番下にございます普通交付税、ちょっと町長の答弁いろいろとあったんで、詳しくちょっと説明願いたいんですが、4,500万円余りの増加の補正が組まれてます。

これも過去最大になったんですが、この経緯と処置についてお答え願いたい。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） お答えいたします。

普通交付税につきましては、国の税収が非常に多く入ったということで、追加で普通交付税が交付をされました。

その内訳といたしましては3種類ございまして、一つは臨時経済対策費ということで2,300万円余りが交付をされております。

また、臨時財政対策債償還基金費というものも2,100万円程度交付されております。こちらにつきましては、減債基金に積立てをさせていただきまして、令和6年度と令和7年度に半額ずつ繰り入れるものでございます。来年度、再来年度に頂ける交付税を前倒しで頂いた形になったものでございます。

また、調整復活と申しまして、交付税総額は決まっておりますので、自治体に配分する際に、それを超える場合がございますので、その場合には調整率というものを乗じまして、若干減額されるんですけども、そちらが、減額されていたものが元に戻ったものが150万円程度ございます。その三つの合計で4,585万4千円の追加交付がございました。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 38ページの小屋浦みみょう保育園の施設型給付費2,207万9千円なんですけど、これについて内容を詳しくお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） こちらの小屋浦みみょう保育園施設型給付費の補正2,207万9千円についてでございますが、こちらの補正については、小屋浦みみょう保育園において、児童数の増並びに保育単価の増があったのが主な原因でございます。

小屋浦みみょう保育園の児童数増については、なぜこちらが増になったかと申しますと、町内のほかの保育園、こども園について、3歳未満児の児童がちょっと入りきれてない状況になりまして、そちらの児童のほうで、坂地区とか横浜地区とかの児童が小屋浦のほうに行っていたというのが要因で増えております。

ちなみに人数については、17名が小屋浦みみょう保育園のほうに小屋浦地区外から行っていたというふうになっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） ほかの地域から小屋浦に通園することになりますよね。そのことについては、親御さんやらも連れていくことに対して問題なくスムーズに理解していただいているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） 保護者の説明については、民生課のほうで丁寧の説明させていただいて、年度が替わります6年には、地元のほうに行けるということで御納得いただいて、今回、こちらのほうに変わっていただきました。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） ちょっと31ページ、お願いします。

31ページの中段にあります三世代同居等住宅支援事業、これが750万円の減になってるんですが、これは大体予算的には当初予算が1,300何がしで、大半がマイナスに計上されてるんですが、今後の対応はどのように考えているんですか。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） お答えいたします。

今回の三世代同居・近居住宅支援事業でございますけども、当初予算では16件の申請を見込んでおりましたけども、現在、実績が5件でございます、もう2件はこの3月中に申請があるものと見込んで、合計7件分、600万円を見込みまして、750万円の減額にさせていただいております。

こちらの事業につきましては、令和5年度につきましては7件程度でございますけれども、非常に好評をいただいておりますので、総合戦略にこの事業を掲げている期間は、この事業は継続をしてまいる予定でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） その下の下にございます地方創生移住支援事業、これ、町長の言われたことにあったんですが、これが360万円丸々当初予算から削除されてるいう、その一つの、これ、どのようにされようとしているか、どうなってるんかいのをちょっと説明願います。



○議長（川本英輔議員） 山本課長。

○企画財政課長（山本 保君） お答えいたします。

こちらの事業につきましては、広島県と共同で実施をいたしているものでございますけれども、全部で県内15市町が参加をいたしておりまして、令和5年度につきましては、そのうち9市町で申請がございました。残り6市町は申請件数ゼロということで、本町におきましても、令和5年度につきましては申請がゼロでございました。

こちらにつきましては、また来年度も引き続き当初予算に計上いたしておりますので、広島県と一緒に東京一極集中の解消に向けて取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 41ページの新型コロナウイルス個別接種の件なんですけれども、5種になってあんまり何か関心がなさそうなんですけど、最近、かなり感染者数も増えとるような状態なんですけど、このワクチンの接種率等については、どうなっとるんでしょうかね。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 新型コロナウイルスのワクチン接種についてでございますが、現在、この3月末まで、令和5年度の秋接種ということで集団接種は終了いたしておりますが、町内の医療機関で接種を継続して行っているところでございます。

現在の秋接種の接種率といたしましては、65歳以上の方で約6割の方に接種をいただいております。この秋接種対象者自体が65歳以上の方でございますので、参考として、今、申し上げております。

また、令和6年度からにつきましては、この公費負担での接種が終了いたしまして、インフルエンザと同じような形での接種となる予定でございますが、まだ国、県から詳しい詳細が届いておりません。これが届きましたら、またこの令和6年度以降の接種につきましても、早く迅速に住民の皆様にご周知をさせていただくことといたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 39ページ、お願いします。

児童福祉費で、医療的ケア児の保育支援事業445万9千円、これが減額になっているんですが、これはなかなか計画は立てたけど、実践に及んでないようなことを、今回もそうなんですが、過去からも進んでないと思うんですが、現在、結局、何名を対象にをちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが、説明を含めて。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） 医療的ケア児保育支援事業については、当初予算529万円を組んでおりました。これは当初から1名の看護師をその施設に置いて、医療的ケア児のお子さんが通園されるときに、その補助いますか、その対応をするための看護師の予算を組んでおりました。

このたび、その1名の方、途中から入園されまして、ちょっと今回の補正があつて、それと、看護師の方が、当初、正職員で考えておりましたが、いわゆる臨時職員の方が来られまして、半年分の予算ということで足りたということで、このたびのマイナス445万9千円というふうな形を取っております。

ケア児については、下半期、こども園のほうに通われて、対応をしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） ちょっと関連ですけども、結局、これは各保育園等にケア児を見る看護師をやっぱり各1名要請するような基本的なものを考えてるんですか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 医療的ケア児の入園につきましては、事前に周到的な協議が必要でございます。そのためにかなり前からこの子を入れるためにどういうふうにしたらいいのかというのを医療機関とか、それから受け入れる保育園、こども園と協議してまいりますので、そこらのほうの協議が整いましたら予算を計上するという形でございますので、そういった要望があつて、準備が整いましたら予算を計上するというふうな形を取っておりますので、各園1名という考え方でなくて、そういった要望のあるケア児がいた場合に予算を計上するというふうな形を取っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） ちょっと40ページをお願いします。

40ページの中段から下にあります委託料、第3次健康さか21・自殺対策計画策定業務110万8千円、これはこういう計画は何で予定どおりできないかのという確認なんです。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

こちらにつきましては、令和5年度の主要事業の計画といたしまして計上させていただいておったものでございます。この計画を立てるに当たりましては、業者のほうに委託をいたします。これにつきましては、委託の執行残でございます。当初予算を485万1千円で計上いたしておりましたものが、374万3千円でできたということで、今回の110万8千円の減額となっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 40ページの一番下にあります不妊治療費等の助成事業480万7千円の減について伺うんですが、これは少子化の一番しょっぱなに立つ施策なんですよね。たしか当初予算が何か700万円ぐらいあったんじゃないけど、これは要はずっこけたら困るわけですよね、坂町にとって。これはどのような対策を予定されているのかを伺います。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 不妊治療助成事業についてお答えいたします。

この不妊治療につきましては、令和4年度、5年度から保険適用ということになりました。それについて、坂町のほうでは県内でも保険適用になった後も手厚くこの不妊治療助成費については実施をいたしております。

実績につきましても、令和5年度の実績で、今、妊娠をされた方が約5割ほどいらっしゃる状況でございます。

この周知につきましては、やはり産婦人科さん、クリニックさんでございますとか、そういったところに、坂町ではこのような不妊治療の助成をいたしておりますというチラシをしっかりと配付させていただいて、住民の方への周知を行っているところでございます。決してこれが少ないからやってないのではないかとということではなく、保険適用になったことによる減額等で、今回、480万7千円の減額とさせていただ

いております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○7番（安竹 正議員） 31ページに地域おこし協力隊報償費279万6千円、これは内容的にも、多分、地域おこし協力隊の人が集まらなかったということだろうと思うんですが、地域おこし協力隊について、ちょっと内容をどのようになっているかお答えいただきます。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） お答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、令和5年度につきましては、2名の採用を予定をいたしておりましたけども、最終的には1名の採用にとどまったものでございます。

来年度にもこちらの地域おこし協力隊の予算を計上いたしておりますので、また採用させていただいて、来年度につきましては、サテライトオフィスを誘致するような、空き家を活用して、そういった隊員を導入する予定でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第4号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（川本英輔議員） 日程第5 議案第5号「令和5年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第5号「令和5年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、坂町国民健康保険事業の決算見込みに基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額から3,261万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億2,919万7千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国民健康保険税2,745万6千円の減額は、収入見込みにより計上いたしました。

国庫支出金の増額及び県支出金の減額は、それぞれの交付見込みにより計上いたしました。

10ページの繰入金、一般会計繰入金284万5千円の減額は、決算見込みにより計上いたしました。

次に、11ページの歳出で、保険給付費につきましては、それぞれの実績見込みにより計上いたしました。

12ページの保健事業費につきましては、特定健康診査等事業費の減額が主なものでございます。

また、基金積立金2,972万1千円の減額につきましては、国民健康保険税及び保険基盤安定繰入金の実績見込みにより計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 12ページ、保健事業費の一番上にあります透析関係の糖尿病性腎症重症化予防事業、これが僅かなんかな、1割ぐらいの減で38万8千円の減になってるんですが、これは令和3年度ぐらいから4年、5年度規模で始まったん

じゃないかと思うんですけど、順調だというようなことじゃないかと思うんですが、この５年度の経緯を報告ちょっと願いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 糖尿病性腎症の重症化予防事業の経緯ということによってよろしいですか。減となっている経緯でよろしいでしょうか。

すみません、では今回、３８万８千円の減となっております。こちらのほうの事業費といたしましては、３６０万８千円計上いたしております。主にはデータ分析に係る費用が主なものでございます。今回の減額となっておりますのは、この事業の対象となった方が２名ほど減りました。その２名分の保健指導に係る事業費について、３８万８千円を減額いたしましたものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

よろしゅうございますか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第５号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第５号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第６ 議案第６号「令和５年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第３号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第6号「令和5年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の決算見込みに基づき補正計上をいたしたもので、既定の予算総額から87万円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億9,941万3千円といたすものでございます。

4ページの繰越明許費は、計上いたしております事業におきまして、本年度内の執行が困難なことから翌年度に繰り越すものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入につきまして、9ページの繰入金、一般会計繰入金は、歳入歳出予算の補正により減額をいたしました。

次に、歳出につきまして、10ページの公債費、利子は、借入利率の確定により87万円を減額をいたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

池協議員。

○4番（池脇雅彦議員） 4ページでございますけれども、ちょうど真ん中の横浜排水区の浸水対策事業でございますが、このちょっと進捗についてお答えください。

○議長（川本英輔議員） 松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

横浜排水区浸水対策事業1,420万円でございます。本工事につきましては、横浜二部地区内の排水路をやり替える工事でございます。今年度発注するように進めておりましたが、試験掘りを実施した際、水位が予想よりも高く、また、設置いたします部材につきましても、道路が狭いことから、搬入することが難しいことが判明し、現在、現場に合うような資材の選定、工法について見直しを行っておるところでございます。

数量、図面の修正を行って、令和6年度当初に発注できるように現在進めておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第7号「令和5年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第7号「令和5年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、坂町介護保険事業の決算見込みに基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額から2,793万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億5,121万6千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、9ページの保険料、介護保険料169万6千円の減額は、収入見込額に基づき計上いたしました。

また、国庫支出金、10ページの支払基金交付金及び県支出金、11ページの繰入金のそれぞれの減額は、保険給付費や地域支援事業費などの実績込みに基づき、法定

割合により計上いたしました。

次に、歳出で、12ページの総務費、総務管理費54万4千円の増額は、介護保険システム改修費用を含めた委託料を計上し、13ページから14ページの保険給付費につきましては、要介護認定者等に係るサービス給付費をそれぞれの実績見込みに基づき計上いたしました。

15ページの地域支援事業費につきましては、要支援認定者等に係るサービス給付費及び一般介護予防事業費をそれぞれの実績見込みに基づき計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 最終ページの15ページなんですかね、最終ページの一番下、成年後見制度の利用助成費、これが32万1千円の減額なんですけど、これは予算が42万円ぐらいだと思うんですが、丸々なくなるような感じ。これ、現在の5年度の実績件数は何件、今、あるんですか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 令和5年度の成年後見制度、これは町長申立てで行うものでございます。現在、坂町でやっておりますのが、今年度で1件でございます。

今回の減額につきましては、後見制度を御利用後、後見人への報酬がお支払いできない状態の生活保護世帯の方等のこの後見人への報酬を減額させていただいたものでございます。これが1か月当たり1万8千円掛ける12か月分を計上いたしております。この金額だけで21万6千円、32万1千円のうち21万6千円を減額の対象となっておりますのでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 結局、対策というか、予算どおりいく対策はどのように考えているかいうことをちょっと。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 予算に対しての対策と申しますよりも、やはりこの後見制度の申立てが必要な方については、地域包括支援センターやケアマネジャー等と

連携し、必要な方に必要な施策が届くようにしっかりと制度の周知を行っておるところでございます。その中で今回は予算を必要としなかった、先ほど申し上げたように、後見人への報酬を減額をさせていただいたものです。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第8号「令和5年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第8号「令和5年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の決算見込み及び広島県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づくもので、既定の予算総額から881万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,534万8千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、9ページの後期高齢者医療保険料432万7千円、繰入金、一般会計繰入金448万6千円の減額、次に10ページの歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金881万3千円の減額は、それぞれ広域連合からの通知に基づき計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 9ページの滞納繰越しが60万円の計上がされてますけども、これは普通徴収の中の特別徴収は、ちょっとごめんなさい、普通徴収ですから60万円のいわゆる滞納というのは増えてるというのはどういう理由ですか。

○議長（川本英輔議員） 河野税務住民課長。

○税務住民課長（河野宏明君） お答えいたします。

歳入の普通徴収保険料の滞納繰越分60万円の補正につきましては、当初40万円としていたところ、収納努力により100万円という見込みで60万円を計上させていただきました。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 数字は分かるんです。100万円いうのも分かって、40万円から100万円に増えたのは、どういう理由でそうなったんですか。

○議長（川本英輔議員） 河野課長。

○税務住民課長（河野宏明君） 増えた理由なんですけども、先ほど申しましたように、徴収努力により、差押え等を実施いたしまして、徴収させていただいたものでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時08分）

（再開 午前11時08分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。



吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第9号「財産の取得について」御説明を申し上げます。

本件につきましては、坂町循環バス車両1台を取得しようとするもので、現在、横浜・北新地線で使用しております車両が平成22年3月の購入から13年以上を経過し、老朽化が目立っていることから、今後も安定的な運行を継続するため、現行車両と同様のノンステップタイプの小型路線バス車両について調査をいたしましたところ、該当するタイプの車両を製造しているのは国内で日野自動車株式会社1社のみでありましたので、見積書の提出を求めた結果、2,183万5千円で本財産を取得することについて議会の議決を求めるものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 明日の一般質問等々で一応御提案するんですが、将来的に大型バスを定期運行するという形のものがなくなって私はいくんじゃないかと思うことを提案するんですけども、このバスはもう購入しなくてもええんじゃないかと思うんですけど、どんなんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時22分）

（再開 午前11時23分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 将来的に大型バスを、定期路線を運行することがなくなっていくんじゃないかということを明日の一般質問で提案をさせていただくんですが、このバスの購入はやっぱりすべきじゃないと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

現在の横浜・北新地線におきましては、今、低床タイプ、ノンステップバスで運行させていただいております。その形状でございますけど、車椅子でも利用できるタイプとなっておりますのでございます。現在、利用者さんの中に車椅子の利用をされて、今の循環バスを御利用していただきよお客様もおられます。また、来年度、植田地区に多機能型の障害者施設も開設される予定となっております。執行部といたしましては、障害を持たれている方も安心して利用いただけるよう、同タイプの車両の購入をお願いしたいと思っておりますのでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 特殊車両ということであるんですが、例えばバスが故障したときには、例えば手持ちのバスとかマイクロバスとかなんかを使ったこともあるでしょうし、あるいは外注でリースを使うとかいうような選択肢はないんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

坂・北新地線、また、小屋浦線につきましては、小型のバスで運行をさせていただいております。中には、特に午前中でございますけれど、乗れない状況も週に何回かはありますが、その際は職員が代替のバスをすぐ運行して対応しておりますのでございます。

今の坂地区の分と小屋浦地区の車につきましては、どうしても道が狭いものですから、今の状況のバスで運行をさせていただきたいと思っておりますのでございます。そういう対応をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 反対の立場で討論をいたします。

このバスの運行については、いわゆるデマンド交通とかいう名前で、新聞紙上、いろいろと流れが速くなっております。大型バスを買う必要は私はないと思います。い

ろいろと特殊車両とかなんかありましたけども、やはり手持ちのバスとかリースで対応するようにやるべきじゃないかと思います。バスの取得については反対いたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 賛成の立場からお話いたします。

高齢者の方ですとか、障害がある方が、現在のとおり負担なく公共交通機関が利用できるためにも、購入をしたほうがいいと考えます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 賛成討論ですが、先日も朝と昼に乗ってみたんですけども、結構、満員なんですよね。病院へ行かれる方とか買物とかいうことで満員なんで、これ以上、小さくすると、積み残しができる可能性があるんで、従来どおりの大型で私は賛成です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（川本英輔議員） 挙手多数です。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第10号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第10号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

の一部改正について」御説明を申し上げます。

この議案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和５年５月８日に公布されたことに伴い、条ずれが生じたため、当該条文を引用する町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） なお、この条例の改正については、地方自治法第２４３条の２第２項において、議会は議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞くことと規定されており、事前に監査委員から意見を聞き、特段の意見がないことを回答いただいておりますことを申し添えます。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第１０号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第１０号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第１１ 議案第１１号「坂町部設置条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。



○町長（吉田隆行君） 議案第 1 1 号「坂町部設置条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、令和 6 年 4 月 1 日の組織機構の再編に伴い、所要の改正を行うものでございます。

町の観光資源や地域の魅力発信の推進体制の一元化を図るため、農林水産業、商工業及び観光に関する事務を建設部から総務部に移管するものでございます。

また、民生部内に保健・福祉総合相談室を開設し、町民の皆様の悩み事や困り事をお聞きし、関係機関につなぐなど、迅速かつ適切な対応をするため、民生部の分掌事務に保健・福祉の相談に関することを追加いたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

よろしゅうございますか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第 1 1 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第 1 1 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第 1 2 議案第 1 2 号「職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第12号「職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、令和6年度より実施する役場組織の一部再編に伴い、情報政策のみならず、重要政策の総括及び情報通信技術を活用した業務改革をさらに推進させる「政策監」を新設し、「情報政策監」を廃止をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第13 議案第13号「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第13号「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対して適切に勤勉手当を支給すべきものとされたため、勤勉手当の支給に関する規定等を整備をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） ちょっと内容的に確認なんですけども、たしか任期の定めが6か月以上で、週15時間30分以上勤務する任用職員に対して勤勉手当を出すということだと思うんですけども、これは15時間30分以上の者についてそれを出すのか、その辺の配分方法というのはどのような形なんですか。

○議長（川本英輔議員） 西谷総務課長。

○総務課長（西谷伸治君） お答えいたします。

先ほど議員おっしゃったように、6か月以上で、かつ、週15時間30分以上勤務する会計年度任用職員の方に支給するものでございます。対象外というか、役場には140名弱の会計年度任用職員の方がおられますが、約99名の方が対象になっております。対象外といたしましては、クラブ講師の方でありますとか、消費生活相談員、プールの監視員等の方々がそういった週15時間以上に満たないということで、対象外となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（川本英輔議員）　これから、議案第１３号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙　手　全　員）

○議長（川本英輔議員）　挙手全員です。

議案第１３号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（川本英輔議員）　日程第１４　議案第１４号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　議案第１４号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第９条の規定に基づき、坂町鳥獣被害対策実施隊を設置することに伴い、実施隊員の報酬の額について定めるものでございます。

なお、報酬の額につきましては、農林水産省からの通知に基づき、日額８千円といたしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員）　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（川本英輔議員） これより、議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（川本英輔議員） 日程第15 議案第15号「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第15号「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、広島県全体の令和5年度保険給付費が見込額に対し大幅に超過したことにより、財政主体である県の保険税引下げ財源が不足したことから、令和6年度に実施予定であった県内保険税水準の準統一の実施は見送られ、今後、準統一は経ず、完全統一を目指すこととされました。

本町といたしましては、被保険者の急激な負担増加を軽減するため、町独自の激変緩和措置を講じ、令和10年度、完全統一の目標とし、県の推計した標準保険税率に段階的に合わせる形で保険税率の改定を行うものでございます。

その他の改正につきましては、国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げ5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判断基準を改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 広島県は県内統一保険税率を目指していることですが、今後、保険税率が上がるということで、坂町としては劇的税率が上がることを抑制する対策を取られております。その対策の内容とか、例えば基金から取るとか、そういった内

容を教えてくださいませんか。

○議長（川本英輔議員） 河野税務住民課長。

○税務住民課長（河野宏明君） お答えいたします。

坂町独自の激変緩和措置についてでございますが、財源といたしましては、坂町国民健康保険事業費の余剰金約1億7,600万円、こちらのほうを充当させていただいて、段階的に統一保険税率に合わせしていくということで、令和6年度におきましては、令和5年度、激変緩和措置適用後の12万4,371円から、令和6年度は13万4,321円と、9,950円の増ということで試算をさせていただいております。

令和7年以降につきましては、毎年度、県のほうから示される税率、そちらのほうを勘案しながら、10年度を目標として段階的に保険税のほうを算定させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

向田議員。

○5番（向田清一議員） この改正案を見ると、全ての部分で、一部はありましたが、値上げになってますね。これ、非常に、今、生活困窮者が増えて、物価高で生活が追いやられているときに、こういう施策をやることは非常に悪いのじゃないかなと思っております。そういう点から、この改正には反対いたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 物価高で生活困窮の状況の中、町の基金を切り崩してでも町民の生活を守るという姿勢に賛成といたしますので、賛成討論をさせていただきます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員）　これから、議案第１５号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(举手多数)

○議長（川本英輔議員） 挙手多数です。

議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員）　日程第１６　議案第１６号「坂町こども医療費支給条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第１６号「坂町こども医療費支給条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この議案は、こども医療費の支給について、物価高などの社会情勢を踏まえ、子育て世帯のさらなる経済的負担の軽減を図るため、対象年齢を高校３年生相当までに拡大するとともに、所得制限を撤廃し、助成制度を拡大・充実するよう、本条例を改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員）　これから、議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙　手　全　員）

○議長（川本英輔議員）　挙手全員です。

議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員）　日程第17号　議案第17号「坂町介護保険条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　議案第17号「坂町介護保険条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、坂町第9期介護保険事業計画において、令和6年度から令和8年度までの介護保険事業に関する将来推計を実施をいたしましたところ、要介護等認定者数及び介護給付費の増加が見込まれることなどから、第1号被保険者の保険料について、令和6年度から令和8年度までの介護保険料の基準となる年額を7万1,700円から7万3,200円に改正し、年額で1,500円、月額では125円の増加といたすものでございます。

また、介護保険法施行令で定める所得階層ごとの保険料率の基準が介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、高所得者の標準乗率を引き上げ、低所得者の標準乗率を引き下げるよう改正されたことに伴い、本町におきましても、国の基準に準拠して各所得階層ごとの乗率を改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員）　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員）　この介護保険制度施行令の一部改正ですが、伴う保険制度の段階が11段階から13段階へ移行という説明がございましたが、先ほど町長の説明がありましたように、低所得者の方が改正後は保険料がまた下がるのか、上がるのか、そういった説明を教えてくださいませんか。



○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 今回の改正で11段階から13段階になるということでございます。所得階層で所得の低い方というのが第1段階から第4段階の方ということになります。例えば第1段階の方であれば、乗率のほうが以前は0.5ということでしたが、今回の改正では0.455と下がる見込みでございます。この人数、対象者といたしましては、512人の方がいらっしゃるかと推計をいたしております。

それぞれ第1段階から第4段階ですが、先ほどの第1段階と同じように乗率のほうは下がってまいります。逆に第6段階からの方につきましては、所得乗率につきまして上がってまいります。大きく上がるのが第8段階の方、今のところ、現行では1.4という乗率でございますが、これが1.5に上がる見込みでございます。対象人数といたしましては221名ということでございます。

それ以下、13段階までの方につきましては、それぞれ乗率が上がってまいりますので、人数的には第12段階、第13段階に新たに該当する方というのが、12段階の方が約5名程度いらっしゃるの見込んでおります。最高の13段階の方につきましては、34名というふうに現在のところは見込んでおります。

このような形で、低所得者の方には乗率が低く、高所得がおありになる方には乗率が高くなっておる状況でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 説明ありがとうございます。低所得者の方には税率が低く、高所得者の方にはそこからまだ税率が高くなる、そういった感じで、社会情勢とか日本社会にとってすごくいい内容に改正されると思います。

改正後、保険料基準額が通常なら月5,975円が改正後は月6,300円に上がります。坂町はこのような状況にどのように対応されますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 今回の改正によって、やはり前期から比べますと338円月額で上がることとなります。現状、物価高騰等ございますので、高齢者の方、御負担が多くなると考えております。

このような中で、本町におきましては、介護保険の準備基金を活用いたしまして、

保険料率を下げてまいります。基金の見込み残高から2,190万円をこの第9期で取崩しを行う予定でございます。これによりまして、6,313円の保険料を6,100円といたしております。前期から比べますと125円の上昇とはなりますが、この基金を活用することで、しっかりと抑えてまいりたいと考えております。

なお、8期につきましても、やはり同じように基金を活用いたしまして、5,250万円の基金を活用して、通常であれば6,360円であったものを5,975円といたしておりました。この8期につきまして、基金の取崩しが5,250万円という見込みではございましたが、現在のところ、3,100万円程度の取崩しで基金を積み上げるような形となっておりますので、次期中期計画におきましても、しっかりと介護予防、健康づくり、重層的な支援体制整備事業を使いながら、住民の皆様に啓発をさせていただいて、基金の取崩しが少しでも少なくなるように努力してまいります。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

向田議員。

○5番（向田清一議員） 先ほど4段階から所得に対して値上がりすると言われましたが、ここに書いてある（3）も（4）も数値的には5万3,775円から5万508円、（3）のところです、（4）のところは6万945円から6万5,880円と、これ、値上げになってるんですね。これ、（4）のところも非課税世帯で非常に困窮されてるんですが、何か問題があったんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

金額が上がっておりますのは、やはり基準の金額が上がりますことから、これは値上がりをいたしております。通常でございましたら、4段階のところは0.85の乗率となっておりますが、新たなものにつきましては0.9となっております。3段階のところにつきましては、0.75が0.69と下がっておりますので、基準額が上がったことによって、やはり8期と比べまして9期のほうが全体的に保険料は上がっておるという状況が現状でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

池脇議員。

○４番（池脇雅彦議員） すみません、ちょっと基本的なところでお尋ねしたいんですけども、先ほど基金の取崩しということで答弁ございましたけれども、従来、町長は誰一人取り残さない、持続可能な事業についてという、そういったことで基金をずっと積み上げてきたんだと思いますけども、今回の基金の取崩しについて、これは万やむを得ず、緊急的な措置なのか、あるいは先々を見据えての持続可能な事業として取り組んでいくという強い信念の下でやられたものなのか、それとほかに財源がやはりなかったのか、ちょっとその辺りを御答弁ください。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 基金の運用についてお答えをいたします。

本町においては、介護保険制度始まりましてから、保険料は給付に基づいてしっかりと徴収させていただいております。その中で、保険者努力でございますとか、そういったことから基金の積立てができておりました。

現在の基金が８，８００万円ほどございます。この中でいかに運用していくかということで、全額を取り崩すのではなく、やはり、今後、例えばまたコロナウイルス等の感染があった場合、介護を受ける方が増えるであろう。そうすると給付が増える。そういったこともしっかりと勘案して、議員が先ほどおっしゃいましたように、持続可能な介護保険制度、坂町での介護保険制度を考えまして、このたびの基金の取崩し額を決定し、６，１００円という保険料を算定したところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第１７号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第18 議案第18号「坂町手数料条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第18号「坂町手数料条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、介護保険法の改正に伴い、居宅介護事業者が指定介護予防支援事業者としての指定を受けることができるようになったため、指定に必要な手数料を定めるものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第19号 議案第19号「坂町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について」、日程第20 議案第20号「坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」、日程第21 議案第21号「坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」、日程第22 議案第22号「坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等に関する条例の一部改正について」の4議案を一括議題といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、日程第19、議案第19号から日程第22、議案第22号までを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第19号「坂町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について」、議案第20号「坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」、議案第21号「坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」、議案第22号「坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等に関する条例の一部改正について」の4件の条例改正案については、関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

このたびの改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い改正をいたすもので、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護職員の処遇改善等を盛り込んだ令和6年度介護報酬改定を踏まえ、町が指定する事業

等の運営や設備等の基準を国の基準に準拠し、改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これから質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論、採決に入ります。

討論、採決は一括とせず、議案ごとに行います。

まず、議案第19号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第20号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

~~~~~○~~~~~

(「討論なし」という者あり)

これをもって、討論を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

(「討論なし」という者あり)

これをもって、討論を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

~~~~~○~~~~~

再開は午後 1 時とさせていただきます。

(再開 午後 1 時 0 0 分)

○議長（川本英輔議員） 日程第２３「令和６年度町長施政方針」を議題にします。

令和６年度町長施政方針の表明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 初めに、元日に発生をいたしました令和６年能登半島地震により、お亡くなりになられました方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興を願うものでございます。

それでは、令和６年度の坂町政を推進するに当たりまして、施策の方針を申し述べ、町民の皆様方の御理解、御協力をいただきたいと存じます。

平成３０年７月豪雨以降、被災からの復旧や新型コロナウイルス感染症対策、さらには物価高騰対策に傾注してまいりましたが、復旧は令和５年度でおおむね完了の見込みとなり、また、新型コロナウイルス感染症の５類感染症への移行に伴い、感染者の行動制限がなくなるなど、平時の状況を取り戻しつつあります。

しかしながら、物価高騰や円安の影響は根強く、本町を取り巻く経済状況は厳しさを増しております。

こうした状況を踏まえ、本町では令和４年度に引き続き、物価高騰の影響を受ける家計や事業者等の負担を軽減すべく、子育て重点支援坂町くらし応援クーポン券事業や給食費支援事業、中小企業支援緊急対策事業など、町独自の様々な支援施策を機動的に実施をしてまいりました。

今後も物価高騰、円安等の経済情勢などを見極めながら、地域密着、住民密着を常に念頭に置き、臨機応変に町民生活を守り抜く施策を講じてまいる所存でございます。

さらに、今後は本格的に復旧から復興へとかじを切り、復興への象徴であるベイサイドビーチ坂の物販飲食施設オープンを契機として、この勢いを止めることなく、町民の皆様とともに「がんばろう坂町」を合い言葉に、将来に向け、町民が希望を抱けるよう全身全霊で邁進をしてまいります。

復興に向けて必要不可欠な原動力は、坂町の将来を担う子どもたちです。子どもたちの健やかな成長を支援し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、こども医療費助成制度の拡大・充実や給食費支援事業、また、安全で充実した教育環境を整備するなど、子ども・子育て施策を強力に推進してまいります。

また、人口減少や少子高齢化に対しては、保健・福祉の総合相談窓口の設置や多機能型障害者施設の整備、坂町循環バスの土曜日運行など、誰もが健康に暮らせ、快適

な生活が送れる環境の整備を推進をしてまいります。

さらに、被災から人口減少が続く小屋浦地区の活性化に向け、取組を本格化させるなど、復興に向けた諸施策を多角的に講じてまいります。

令和6年度は坂町第5次長期総合計画の前半5年の最終年であり、後半に向けた節目の年となります。まちの将来像である「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」と、その基本テーマである「災害から復興し、みんなにやさしいまち坂町」の実現に向けた取組をより一層加速させ、被災前よりも安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

また、本町の課題である地域間の格差の解消と均衡ある地域の発展、次世代に向けた持続可能な地域を構築するため、県道坂小屋浦線を骨格とした「道路整備」や、土砂災害防止のための「危険箇所整備」、砂防堰堤などを含む「河川整備」の三位一体の防災対策を引き続き推進をしてまいります。

こうした取組を着実に進めるためには、財源を安定的に確保することが必要となりますが、国・県の補助金・交付金も極めて厳しい状況の中、財源確保が困難な場合には、議会の皆様と御相談をしながら、事業の性格に応じた新たな財源についても検討していかなければならないと考えております。

次に、地方創生につきましては、「第2期坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下、人口減少対策を推進し、持続可能な地域社会の実現に向け取り組んでまいりましたが、地方創生を今後さらに加速化・深化させていくためには、坂町の個性と豊かさを生かしつつ、都市部に負けない利便性や生産性を兼ね備えていくことが求められており、これらを進めていく上で必ず発生いたします諸課題の解決には、デジタルの力を全面的に利用していくことが重要であると考えております。

本町では、令和3年10月に「坂町DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画」を策定し、行政広報のデジタル化をはじめとし、町内公共施設オンライン予約システムの導入、子育て・介護関係の行政手続のオンライン化など、着実にデジタル技術の導入による住民利便性の向上に取り組んでまいりました。

令和6年度におきましては、こうした取組をさらに進め、単なるデジタル化にとどまらず、デジタル技術の導入により、業務そのものを変革する「トランスフォーメーション」の実現を念頭に、まずは住民との接点である「窓口改革」を重点的に進め、窓口手続等支援システムやキャッシュレス決済等の導入により、住民の皆様のさらな

る利便性向上及び負担軽減に努めてまいります。

一方で、デジタルの活用に不安を抱かれる高齢者等が取り残されることのないよう、引き続き、スマートフォン教室の開催などを通じ、デジタル技術に慣れ親しんでいただくことで、坂町ならではの「人に優しいデジタル変革」を積極的に推進をしてまいります。

一方、まちづくりの基本は人と人のつながり、地域との協働が重要でございます。各地区住民福祉協議会ともさらなる連携を深め、住んでみたい町、住み続けたい町となるよう、親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守り、30年先も50年先も、坂町が坂町であり続けられるまちづくりを町民の皆様と一体となって創造してまいります。

こうした地域との連携を通じて、町民と行政がまちづくりの目標を共有し、地域密着、住民密着の行政サービスに努め、「小さくても光り、輝きのあるまち」にするため、私以下、全職員が横断的に連携を取り、総合力をもって取り組んでまいり所存であり、令和6年度におきましては、主に次の諸事業を展開してまいりたいと考えております。

- ・物価高騰などによる厳しい経済情勢から町民生活を守り抜くための

- 「臨機応変な物価高騰対策等の実施」

- ・平成30年7月豪雨災害からの復興のための

- 「小屋浦地区活性化へ向けた取組の本格化」

- 「道路等社会基盤の強靱化」

- 「被災者への相談支援体制の継続」

- 「防災行政無線戸別受信機の無償貸与」

- 「災害に強いまち・人づくり」

- 「災害伝承ホールの活用」

- ・新しい人の流れをつくり、転入による定住人口を増やす

- 「三世代同居・近居の推奨」

- 「空家利活用の促進」

- 「子育て世帯引越支援事業の実施」

- 「地方創生移住支援事業の実施」

- 「地域おこし協力隊の導入」

- ・ 交通体系を形成する
 - 「県道坂小屋浦線の促進」
 - 「環状線道路事業の推進」
 - 「町内循環バス事業の推進」
 - 「都市防災総合推進事業（避難路）の推進」
- ・ 都市の根幹的施設としての
 - 「橋梁等の老朽化対策事業の推進」
 - 「下水道長寿命化計画事業の推進」
 - 「下水道事業企業会計の推進」
 - 「安芸衛生センターし尿前処理施設整備事業の推進」
- ・ 美しいまちづくりを推進する
 - 「環境美化事業の推進」
- ・ 災害等の防止・軽減に対応した
 - 「砂防堰堤等の再度災害防止対策事業の促進」
 - 「都市防災総合推進事業（防災公園）の推進」
 - 「海岸環境整備事業の促進」
 - 「森山北漁業基地の防波堤事業の促進」
 - 「横浜排水区浸水対策事業の推進」
 - 「建築物耐震化の促進」
- ・ 総合的な福祉サービスの提供を推進するための
 - 「保健・福祉の総合相談窓口の開設」
 - 「福祉事務所の充実」
 - 「第1次福祉のまちづくり計画の推進」
 - 「生活困窮者自立支援の充実」
- ・ 生き生きとした生活を実現するための
 - 「第3次健康さか21の推進」
 - 「第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画の推進」
- ・ 町民の生命と健康を守るための
 - 「感染症対策の啓発」
- ・ 活力ある長寿社会を創造するための

- 「第10期高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画の推進」
- 「地域共生社会に向けた地域包括ケアシステムの強化」
- 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の実施」
- ・ 障害の有無により分け隔てられることなく地域で生活するための
 - 「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の推進」
 - 「多機能型障害者施設の整備」
- ・ 子ども・子育て施策の強化のための
 - 「こども医療費助成制度の拡大・充実」
 - 「保育園、こども園及び小中学校の給食費の支援」
 - 「安全で充実した教育環境の整備」
 - 「児童手当の拡充」
- ・ 子育てにやさしい環境整備のための
 - 「第2期子ども・子育て支援計画の推進」
 - 「子ども家庭総合支援拠点事業の推進」
 - 「妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援の充実」
- ・ 乳幼児保育の充実のための
 - 「地域に根ざした保育及び幼児教育の推進」
- ・ 地域づくり人づくりの核となる
 - 「生涯学習社会の推進、生涯スポーツ社会の振興」
 - 「地域とともにある学校づくりの推進」
- ・ 伝統文化を大切にする社会の推進、郷土愛の醸成を図るための
 - 「芸術・文化活動の振興」
 - 「偉人マンガの活用」
 - 「六角御輿の活用」
- ・ 教育環境と教育内容の充実のための
 - 「ICTを効果的に活用した教育の推進」
 - 「小・中学校英語教育の充実」
 - 「安全で防災機能を強化する学校施設の整備」
- ・ 観光レクリエーションの振興と交流人口増加のための
 - 「ベイサイドビーチ坂の賑わい創出」

- ・地域課題の解決と行政事務の高度化・効率化のための

「デジタル化の推進による業務改革の実施」

「窓口改革の推進による住民サービスの向上」

「デジタル技術の活用による議会審議の活性化」

- ・情報発信機能を強化するための

「町公式ホームページ・町公式ラインの充実」

「テレビのデータ放送を活用した情報発信」

「仮想現実（VR）を活用した観光施設の魅力発信」

- ・公共施設の中長期的な維持管理のための

「町民ひろば及び社会教育施設長寿命化計画の推進」

こうした事業を議会の皆様をはじめ、町民の皆様の英知と御理解、御協力を支えに「希望と生きがいを感じ得る、より豊かなまち」を目指して、全力を挙げて取り組んでいく決意でございます。

以下、主要な施策につきまして、基本的な方針を述べさせていただきます。

1、安全で安心して暮らせるまちづくり

国による強くしなやかな国民生活の実現を図るための国土強靱化施策との調和を図り、本町における国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、令和2年度に「坂町国土強靱化地域計画」を策定をいたしました。この計画に基づいた施策を進めてまいります。

平成30年の豪雨災害では、本町を取り巻く山々から発生した土石流により、河川、水路、沢を土砂や流木が覆い、住宅地に土砂が流れ込みました。また、急傾斜地においては、崖崩れにより住家等への被害も発生をいたしました。

現在、被災の主要因である土石流を上流域で食い止めるため、国や県の支援をいただきながら、砂防堰堤や溪流保全工の整備を実施をいたしております。

防災対策の一環である砂防堰堤等の整備や急傾斜地の斜面对策工事につきましては、再度災害防止対策事業を含め、引き続き、国や県に事業の推進と早期完成を要望してまいります。

また、今後の災害に備え、防災公園を整備するなど、地域の安全対策に取り組み、雨水排水能力が不足する排水路につきましては、順次、改良を行い、近年の集中豪雨により、度々浸水被害が発生している横浜排水区につきましては、雨量解析により抽

出した排水能力が不足する箇所の改善に向け、引き続き、排水路改良工事を行ってまいります。

さらに、排水ポンプ場の定期的な点検、計画に基づく改良・修繕により、排水能力を適切に確保してまいります。

こうした事業につきましては、地域住民、地権者等関係者の御理解と御協力をいただきながら、事業の早期完成を目指し、国や県と協力して推進をしてまいります。

次に、被災者支援につきましては、被災された方のうち、継続支援が必要な方に対しては、保健師による個別訪問を実施し、坂町地域包括支援センター及び各関係機関と連携して相談支援等を継続して行ってまいります。

これからも平成30年7月豪雨災害の記憶が薄れていくことのないよう、地域や各種団体と連携した防災啓発活動を行い、令和6年に全世帯に配布いたします復旧・復興の取組をまとめた災害記録誌や、坂町災害伝承ホールでの写真や映像を通じて、豪雨災害の教訓を未来に引き継いでいく取組を進めてまいります。

次に、地域防災力の強化につきましては、災害に強いまち・人づくりのためには、行政による「公助」のみならず、「自助」・「共助」の下、地域で支え合うという意識醸成が重要であると考えており、「坂町地域防災計画」に基づき、災害に強いまちづくりに向けた防災教育や防災訓練の実施、自主防災組織の育成・充実等の促進に努めてまいります。

地域が支え合い助け合う体制の構築に向けては、防災士の養成講座や地域の防災力を高めるための地域防災リーダー養成講座を継続して実施し、町全体の防災を担う中核機関として、より実践的な活動に高めていけるよう、自主防災組織の活動を積極的に支援してまいります。

また、土砂災害ハザードマップの確認や自らの防災行動計画（マイタイムライン）を作成していただくなど、いざというときに家族や近隣の方に声をかけ合い、即座に適切な避難行動ができる仕組みを地域の方々と協議し、地域の実情に沿った訓練の支援を行ってまいります。

早期避難につながる取組といたしましては、防災行政無線に係る戸別受信機の無償貸与や、町ホームページ、町公式ラインへ河川状況の画像の掲載に加え、dボタン広報誌や各種SNSなど、様々な媒体を活用した避難情報の発信を引き続き行ってまいります。

避難行動要支援者の避難につきましては、住民福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉専門職の皆様をはじめとする避難支援関係団体の御理解、御協力の下、自力で避難することが困難な方を支え合う仕組みである個別避難計画を地域の皆様の御意見をいただきながら作成してまいります。

S u n s t a r H a l l は坂町中心部の災害避難場所及び避難所であり、備蓄倉庫や自家発電設備、太陽光発電及び蓄電池を備えた坂町の防災拠点施設として、引き続き、活用してまいります。

令和４年度に供用開始いたしました横浜中央二丁目津波災害時一時避難場所は、津波災害時における一時避難場所として整備をいたしましたが、令和６年度においては、災害時、緊急的な活動を行うための防災公園を坂東四丁目地内に整備するほか、植田地区には福祉避難所の機能を有した一時避難場所を整備し、住民の安全の確保を図ってまいります。

また、「坂町耐震改修促進計画」に基づき、耐震改修を促進する施策として、令和５年度から国・県・町が支援する補助制度を導入し、引き続き、住宅・建築物の耐震化に向けた取組を促進してまいります。

本町では、坂町業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき、大規模災害発生時には、役場機能を早期に回復させ、非常時優先業務にいち早く着手することといたしております。

また、災害時に応急対策活動が速やかに行えるよう、災害時応援協定の締結などに取り組み、役場の危機管理体制の強化と、町民の生命と財産の保護並びに災害発生後の支援体制の強化に努めてまいります。

２、次世代に引き継ぎ、住み続けられる基盤づくり

多くの人が集い、生活・文化の中心的役割を果たす市街地は、高度な都市機能が求められており、調和のとれた土地利用、幹線道路及び生活道路の整備、三位一体の防災対策などに努め、魅力ある都市空間の形成を図ってまいります。

そのため、県道坂小屋浦線を中心とした交通体系の整備を図ることにより、良好な生活環境を確保し、地域特性を生かしながら、人や環境に優しい施設など、効率的で計画的な基盤整備を進め、都市機能と自然環境の調和のとれたまちづくりを推進してまいります。

また、第５次長期総合計画、都市計画マスタープランに基づくまちの将来像や土地

利用の基本方針、都市施設の整備方針、地域のまちづくり方針により、「誰もが安心・快適に住み続け、キラリ輝くまち さか」の実現に向け、まちづくりを推進してまいります。

生活環境の保全に直結する空き家対策につきましては、改定した「第2期坂町空家等対策計画」に基づき、安心して相談しやすい窓口づくりに努め、空き家の発生予防及び適正管理または利活用を促進することにより、空き家の増加を抑制してまいります。

空き家の適正管理につきましては、適切な管理がなされていない4件の特定空家の所有者に対して、今後もきめ細やかな助言・指導を行い、第三者に危険を及ぼすおそれのある空き家の所有者に対しまして、対策の必要性についてお願いをしてまいります。

空き家の利活用につきましては、引き続き、空家活用支援窓口の設置や空家バンクの運営とともに、空家改修等支援事業に取り組み、加えて、地域おこし協力隊による空き家の利活用を推進してまいります。

また、引き続き、三世代同居・近居住宅支援事業、子育て世帯引越支援事業に取り組み、さらに東京圏からの移住支援事業を展開してまいります。

小屋浦地区におきましては、近年、少子高齢化に伴い人口減少が顕著であり、これに歯止めをかけることが喫緊の課題であることから、坂町有住宅用地及び小屋浦一丁目地内の民間所有地を活用した小屋浦地区の再開発の調査・検討を行い、その結果を踏まえ、人口増に向けた取組を本格化させてまいります。

道路関係につきましては、本町では国道31号で慢性的な交通渋滞が発生しており、町民の生活や経済活動等へ多大な影響を及ぼしております。

このため、渋滞の緩和対策及び歩行者の安全対策として、以前から4車線化の整備を近隣自治体とともに関係機関へ働きかけており、令和2年度より、国土交通省において、坂駅前から北新地入り口までの4車線化と歩道整備事業を推進され、詳細設計や地権者への事業説明、埋立ての協議を行っているところでございます。

さらに、国道31号や広島呉道路の機能強化として、広島呉道路の4車線化に向けて、令和4年3月には町内全区間の工事が発注され、事業を進めていただいております。引き続き、国や西日本高速道路株式会社に早期完成の働きかけや、4車線化事業に併せた町道植田水尻側道線の整備も進めているところでございます。

坂地区のまちづくりの骨格となる県道坂小屋浦線は、平成ヶ浜から荒神橋付近までの1工区では、関係地権者等の御理解をいただき、全ての用地確保が完了しており、現在は坂みみょう保育園付近と保健センター付近の副道の一部が完成しております。令和3年3月にはJR呉線や国道31号を越える高架橋の下部工事に着手され、令和5年11月には総頭川渡河部の工事が発注されております。

また、荒神橋付近から向井田橋付近までの2工区について、関係地権者等の御理解をいただき、令和5年度には境界証明書集団調印を行い、迅速な事業推進に取り組んでいただいております。

引き続き、関係地権者の方々のさらなる御理解、御協力をいただきながら、県道坂小屋浦線の早期完成を目指し、広島県とともに全力で事業を推進してまいります。

生活基盤に欠かせない町道等公共土木施設の整備につきましては、少子高齢化への対応、福祉環境及び防災機能の充実、交通利便性の向上、町内循環バスの運行など、より快適で安全な生活環境の創出と生きがいを味わえる生活空間の形成を目指す中で、坂地区においては、住民代表による坂地区まちづくり協議会から道路整備などのまちづくり方針が提案されております。

本町といたしましても、このまちづくり方針の実現に向けて、地域住民と協働して創意と工夫を行いつつ、都市防災総合推進事業などにより、引き続き、良好な住環境を支える生活道の整備や円滑な通行の確保を目的として、県道坂小屋浦線への接続を図る道路や環状線道路事業を積極的に推進してまいります。

このほかに、地域において身近に利用される生活道路につきましても、道路の改良や歩道の整備による安全対策を進めてまいります。

また、経年劣化により施設整備・保全が必要となっている橋梁等は、引き続き、補強、改修など必要な対策を計画的に実施をし、利用者の安全を確保してまいります。

公園緑地等の整備につきましては、都市公園等を快適かつ安心して御利用いただくため、施設の修繕や専門業者による遊具の点検及び更新を計画的に実施するよう、令和6年度におきまして、「公園遊具長寿命化計画」を改訂をいたします。

本町の公共下水道事業につきましては、事業開始当初に埋設した污水管渠の老朽化等により、今後予想される道路陥没事故等の未然防止と改修費用等の低減を図るため、「下水道管渠長寿命化計画」に基づく污水管渠及び雨水ポンプ場施設の長寿命化に取り組み、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、下水道事業の経営安定化を推進す

るため、未接続世帯に対する啓発を行い、一日も早い水洗化率100%を目指してまいります。

また、公共下水道計画区域外の地域では、小型浄化槽の補助制度を活用いただき、町内全体の快適で健康的な生活環境づくりを推進してまいります。

3、豊かな自然と快適な生活環境づくり

本町は海や山、川などの豊かな自然環境を有しており、これらの自然を活用しながら、地球温暖化対策や公害防止など環境保全に努め、美しい自然と共生するまちづくりを推進してまいります。

また、自然環境と共生し、あらゆる世代の町民が安全で快適に住み続けられるよう、親から子へ、子から孫へ、持続可能な地域づくりを町民とともに進めてまいります。

森林保全につきましては、ひろしまの森づくり事業交付金などを活用し、多くの方々が利用される遊歩道周辺の森林を中心に整備し、景観形成や都市近郊林で人が森林に親しめる森づくりを推進いたします。

また、森林環境譲与税を活用し、多くの人が集まる施設や遊歩道などにおいて、県産材を利用した看板やベンチ等を設置するなど、木材利用の意識や森林整備の必要性を啓発してまいります。

また、令和5年度に安芸郡4町合同で開催したひろしま「山の日」県民のつどいをきっかけとして、令和6年度も身近な森林や山と関わる催しに取り組んでまいります。

坂町循環バスにつきましては、多くの方々からの御要望により、令和5年度におきまして、土曜日の試行運行を実施いたしました。その結果を踏まえ、令和6年度から土曜日の運行を行ってまいります。

今後も町民の皆様の御意見を参考に、坂町循環バスを利用される地域住民、特に高齢者をはじめ、交通弱者の方々にとって必要不可欠な交通手段を「みんなで支える」という意識の下、効率的かつ永続的に運営を継続してまいります。

ごみの排出抑制、資源化、再利用等につきましては、「たいびエコセンター」を拠点として、引き続き、町民、事業者の御協力をいただきながら、ごみの減量化等の推進に努めてまいります。

また、「坂町環境美化の推進に関する条例」に基づき、ポイ捨て防止等の啓発に努めているところでございますが、引き続き、町民、事業者、関係団体と行政が連携・協働し、地域の清掃活動を促進し、美しいまちづくりを進めてまいります。

廃棄物の処理に関しましては、広域処理施設安芸クリーンセンターにおいて、可燃ごみを適正かつ効率的に処理いたしており、継続して安全な廃棄物の広域処理を行い、「環境基本計画」に基づき、本町における環境の保全・管理を進めてまいります。

地球温暖化対策につきましては、「第5期地球温暖化対策実行計画」を推進し、本町の事務及び事業に関し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制に向け、取り組んでおります。

具体的には、屋外の防犯灯を皮切りに本庁舎と町民センター、小中学校、各社会教育施設及び公園を対象にLED化を進めたところであり、こうした取組を通じて、電力消費の節減に伴う二酸化炭素排出量の低減による地球温暖化防止対策を推進し、維持管理経費の節減に努めてまいります。

し尿の処理に関しましては、処理施設である安芸衛生センターは昭和57年に建設され、42年が経過しており、老朽化が進んでいることから、関係者の御理解、御協力をいただき、安芸地区衛生施設管理組合や関係市町と連携し、今後の在り方について協議した結果、し尿及び浄化槽汚泥を所定の濃度まで希釈し、令和9年度から坂町の下水道管渠へ投入する方向で調査を進めておりましたが、近年の人件費や資材の高騰などにより、建設費が当初の想定より大幅に増加することを踏まえ、改めて関係市町と協議する方向で進めてまいります。

次に、消防体制につきましては、常備消防業務を広島市へ事務委託したことにより、経費負担は軽減され、日常の消防・救急業務はもとより、大規模災害や特殊災害への対応は強化されております。令和5年度には坂町消防団の消防小型ポンプを更新をいたしており、引き続き、広島市消防局、坂町消防団、坂町女性防火クラブ、坂町少年消防クラブ、各地区自主防災会と密接に連携をし、さらなる消防力の向上を図ってまいります。

次に、防犯対策につきましては、現在実施していただいている自主防犯パトロールの支援、防犯組合等による啓発活動の充実を図るほか、犯罪の未然防止や警察の捜査に役立つことから、町内主要道路などに防犯カメラを設置し、安全・安心な住みよいまちづくりを推進しております。

さらに、平成ヶ浜地区の警察学校及び県警機動隊の活動により、犯罪の抑止効果と併せて、町民の安全・安心の確保に大いに効果が上がっていると考えております。

今後も地域、警察、行政、関係団体等がそれぞれの役割を担い、協働して防犯活動

を推進してまいります。

また、坂町暴力団排除条例に基づき、引き続き、行政、町民、事業者が一体となって、地域ぐるみで暴力団の排除に向け取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、海田警察署、坂町交通安全協会等の関係機関と連携の下、交通安全意識と交通道德の高揚を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため、啓発活動の充実に努めながら、生活道路の整備に併せて交通安全施設の整備や交通規制等を図ってまいります。

消費者問題につきましては、近年の情報化の進展や高齢化により消費者を取り巻く環境が大きく変化し、複雑かつ巧妙化しており、これらに適切に対応するため、引き続き、消費生活相談窓口における相談・あっせん・情報提供や、特に高齢者世帯の特殊詐欺被害防止のため、防犯機能つき電話機等の購入費に対する支援を行ってまいります。また、広報紙や出前講座等により、消費者の意識啓発に努め、被害の未然防止を図ってまいります。

4、誰もが健康で暮らせるまちづくり

近年、少子高齢化の急速な進展等に伴う保健・福祉に関する要望や要請が複合化・複雑化しており、その対応が課題となっております。

このため、令和6年度からは民生部内に保健・福祉の総合相談窓口を開設し、町民の皆様の悩み事や困り事をしっかりと聞きをして関係機関につなぐなど、ワンストップで迅速かつ適切な判断により、早期の問題解決に努めてまいります。

また、「地域共生社会」の考え方である地域の課題を「我が事」として受け止められる地域づくりを推進し、様々な課題や相談に対して「丸ごと」対応していけるよう、各関係機関と協働した包括的な支援体制とし、地域を共につくっていく社会の実現を目指してまいります。

さらに、第1次福祉のまちづくり計画では、「誰もが夢と希望を持ち 明るい笑顔で絆を深める やさしさあふれる福祉のまちづくり」を基本理念とし、町民の地域福祉に対する理解を促進し、支え合いの心を育みながら、地域活動に参画することで絆を深め、誰もが夢と希望を持てる優しさあふれる坂町ならではの福祉のまちづくりを目指してまいります。

保健・医療につきましては、「第3次健康さか21」に基づき、保健センターを拠点として、健康教育、健康相談、訪問指導の充実に図り、心身の健康保持・増進に取

り組んでまいります。

特定健康診査受診率の向上につきましては、「第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画」に基づき、未受診者受診勧奨及び保健事業を推進してまいります。

健康づくりに欠かせない適度な運動であるウォーキングにつきましては、運動教室の開催と併せ、65歳到達者へ万歩計配布も引き続き行ってまいります。

また、坂町歌に合わせ、座ったままでもできる「ようよう坂町体操」を幼児から高齢者まで気軽に楽しくできる体操として、さらなる普及に努めてまいります。

母子保健医療につきましては、安心して出産や子育てのできる町を目指し、不妊検査及び特定不妊治療や不育治療を受けられる方への治療費助成を引き続き実施してまいります。

また、子育て世代包括支援センターを中心として、地域に密着した母子保健推進員と連携した家庭訪問の強化や育児相談、母親学級に加え、両親が共に子育てについて学べる教室を開催し、「坂町版ネウボラ」による支援を一層充実させてまいります。

さらに、産婦健診及び産後ケア事業を引き続き実施し、子育て支援センター等各関係機関と連携し、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援を充実させ、切れ目のない支援に引き続き取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、「第10期高齢者保健福祉計画」及び「第9期介護保険事業計画」に基づき、「地域共生社会」の実現を見据えた「地域包括ケアシステム」の強化を行い、国の認知症施策推進大綱を踏まえ、共生と予防を車の両輪とした認知症施策に取り組んでまいります。

また、介護予防と健康づくりの推進につきましては、高齢者が要支援・要介護状態になることを防ぐために、80歳、85歳を対象とした歯科健康診査を継続し、さらに人生100年時代を見据え、高齢者が住み慣れた地域で、できる限り健やかに過ごせるまちを実現するため、「元気いきいき教室」や、地域の集いの場で住民の皆様が自主的に活動されている「いきいき百歳体操」を活用して、高齢者の心身の特性に応じたきめ細やかな保健事業と介護予防を一体的に実施することにより、健康寿命の延伸及び介護予防に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月から5類感染症となりましたが、今後も町民の皆様の安全・安心を守るため、国、県との連携を図り、引き続き、感染拡大防

止に取り組み、予防接種や感染対策等の情報について、正確かつ速やかに住民の皆様
に提供してまいります。

障害者福祉につきましては、障害者が安心して、生きがいを持って生活できる地域社
会づくりの実現を目指して、生涯を通じた切れ目のない支援を行うため、令和5年度
に「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を策定をいたしました。

障害者の重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域の中で安心して自立した
生活ができるように、「社会福祉法人つつじ」により、植田地区に多機能型障害者施
設が整備されます。なお、本施設は坂町が整備費用の一部を負担し、災害時等におい
て、地区の避難場所及び福祉避難所として利用できるものといたします。

また、障害児に対する施策につきましては、子育てに悩む保護者が育児を学ぶ「ペ
アレント・トレーニング事業」を引き続き実施し、子どもの発達課題に対して早期発
見、早期介入ができる支援体制を拡充するため、多機能型障害者施設には児童発達支
援センターが設置され、学校、保育園等との連携を強化し、障害児や医療的ケア児に
対する専門的な療育支援体制の充実を図ってまいります。

子ども・子育て施策の強化につきましては、こども医療費助成制度について、昨今
の社会情勢等を踏まえ、令和6年度から現在の通院・入院の対象年齢である中学校3
年生までを高校3年生までに引き上げ、さらに所得制限を撤廃し、令和5年度に引き
続き、さらなる制度の拡大・充実を行い、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ります。

また、児童手当につきましては、所得制限の撤廃、高校生世代までの支給期間の延
長、多子加算について、第3子以降3万円とする抜本的拡充を行います。

物価高騰に伴い、子育て世代の家計の負担を軽減するため、保育園、こども園及び
小中学校の給食費の保護者負担分及び食材購入費を支援してまいります。

また、子どもたちが安全で安心して学ぶことができる環境づくりを推進するため、
学校施設の改修を実施してまいります。

子ども・子育て支援につきましては、「第2期子ども・子育て支援計画」により、
家庭教育の重要性を啓発し、併せて学校、保育園、こども園並びに地域等が連携した
地域ぐるみの子育て支援環境の整備に取り組み、魅力あるまちづくりを進めることで、
次世代を担う若い人々の定住化を促進し、町の活性化を図ってまいります。

また、子ども・子育てに関する社会情勢の変化に合わせ、本計画がより実効性のあ
るものとなるよう、令和7年度からの「第3期子ども・子育て支援計画」の策定を行

います。

「子ども家庭総合支援拠点」においては、引き続き、支援が必要な家庭の早期発見から児童虐待の未然防止、再発防止に当たるまでの相談窓口として、福祉の専門職が様々な不安や困り事に関する支援を行ってまいります。

また、妊娠、出産、子育てに関する相談窓口としての「子育て世代包括支援センター」との連携を強化し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な相談支援に努め、町内の全ての子どもと家庭を支援する体制の構築を行ってまいります。

子どもの健やかな成長を目的として設置した平成ヶ浜住宅及び坂町有住宅内の「子育て支援センター」では、乳幼児のいる親子の交流や育児相談、育児に関する講座、情報提供などを行ってまいります。

保育園及びこども園の運営につきましては、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、引き続き、運営法人と協力し、質の高い教育と保育の充実並びに安全・安心な施設整備に努め、今後も保護者に信頼される地域に根差した園づくりを行ってまいります。

昨今の物価高騰の影響により生活に困窮する方を支援するため、生活困窮者自立支援制度による支援を実施し、社会福祉協議会等の関係機関とも連携をしながら、各種支援施策の充実を図り、複合的な課題を有する生活困窮者の支援にも努め、効果的な支援を行ってまいります。

男女共同参画社会につきましては、性別に関わりなく個性や能力を発揮できる社会の実現に向け、令和3年度に策定した「第2次坂町男女共同参画プラン」に基づき、意識啓発や地域における環境づくりを推進してまいります。

5、夢や希望を育み、絆をつくる人づくり

子どもから大人まで、町民一人一人が夢と希望と生きがいのある生活が実現できるような社会を形成し、坂町の将来を担う子ども一人一人が社会の変化に的確に対応する知識や技能、人や自然への優しさ、創造力豊かな感性、たくましく生きるための意欲などを培えるように、「知・徳・体」の調和の取れた児童生徒の育成に努め、「生きる力」を育む教育を推進してまいります。

とりわけ「徳」については、社会の秩序維持に必要とされる礼儀、節度などの失われつつある日本の古きよき「礼節」を重要視し、基本的な規範意識、美しいものや自然に感動する心、家族愛や郷土愛、公共心や他者を思いやる心などの道徳心の高揚を

図ってまいります。

また、新しい時代を切り開いていく子どもたちが夢や目標を持って挑戦していく社会の実現を目指し、地域と協働しながら、地域の価値ある資源の保存・活用に努め、絆をつくる取組を推進してまいります。

さらに、子どもたち一人一人が自ら志を立て、強い精神力をもって努力し、将来、「自立した社会人」として活躍できる児童生徒の育成に努めてまいります。

本町における人間の尊厳等に関する施策につきましては、法の理念に基づき、坂町人権擁護協議会及び坂町教育委員会並びに関係機関・団体等と連携を取りながら、行政施策の推進を図ってまいります。

情報化社会に生きる子どもたちにとって、教育における情報通信技術を基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められています。このため、本町では国が進める「GIGAスクール構想」の下、情報機器端末を活用した教材による教育を推進し、継続的に財源を確保し、子どもたちを誰一人取り残すことのないよう、個別最適化された学びを支援してまいります。

英語教育につきましては、世界共通の価値観や世界規模の課題に対応する子どもたちを育てるため、小中学校に外国語指導助手を配置し、各学校における英語教育の充実に努めてまいります。

また、小中学校間の円滑な接続を図り、語学力や他者と意思疎通を図る能力を育成してまいります。

「地域とともにある学校づくり」では、学校と地域が一体となって子どもたちを育て、地域との絆を強め、次代の担い手を育成するため、坂町の教育を考える会及び各学校運営協議会により、学校と地域の連携を推進し、さらなる協働体制の構築に努めてまいります。

中学校の部活動においては、学校教育の一環として地域とともに盛り上げていけるよう、部活動指導員の配置に配慮し、支援をしてまいります。

学校施設の改修整備につきましては、安全で安心して学ぶことができる施設及び避難場所・避難所としての維持管理が重要であり、引き続き、長寿命化計画に基づき、学校施設の改修を実施してまいります。

防災教育では、「待つな！迷うな！逃げろ！」を合い言葉とし、自他の命を大切に、主体的な行動力である自助と共助の意識を育てるため、防災に関する意識や技能

の定着を図り、家庭や地域と連携した防災活動の充実に努め、地域ぐるみの防災教育を推進してまいります。

坂町の子どもたちが「ふるさと坂町」に誇りを持ち、異なる文化や価値観を理解し、「日本の将来を担う人になる」という夢や希望の実現に向かって挑戦する児童生徒の育成を目指してまいります。

生涯学習においては、心の豊かさや生きがいのための学習意欲の増大、社会経済の変化への対応が求められる中、町民一人一人が生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学び、同じ楽しみを持つ仲間をつくることができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会を目指します。

このため、町民センターや図書館等を活動拠点として位置づけ、地域における生涯学習に取り組む体制及び学習環境の整備を図ってまいります。

「放課後子どもプラン」につきましては、子どもたちが生活体験、社会体験などの様々な体験活動に自主的に取り組めるよう、地域で子どもを育てる環境や、家庭・地域の教育力の向上を目指して、地域ボランティアの協力の下、さらなる充実に努めてまいります。

留守家庭児童会につきましては、坂、横浜、小屋浦、全ての地区で待機児童もなく、全学年の受入れを行っております。

図書館におきましては、蔵書を計画的に整備しており、今後も引き続き資料の充実に努め、町民の皆様が気軽に利用できる魅力ある図書館にしていまいります。

子どもの読書活動につきましては、「坂町子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭、地域、学校など、社会全体で読書活動を推進するため、読み聞かせや図書館まつりを開催し、図書館に興味を持っていただけるような取組を行ってまいります。

スポーツ・文化活動の振興は、町の発展だけではなく、心身の健全な発達や人々に感動や生きる喜びをもたらし、暮らしに潤いと活力を満たす大きな力となるなど、健康で文化的な生活を営む上で極めて重要な役割を果たしています。スポーツ・文化活動を通して町民相互の連携と親睦を図ることにより、助け合いや一体感を醸成し、活気ある地域づくりの意識の高揚に努めてまいります。

また、子どもたちがスポーツ・文化活動に興味を持ち、自立した社会人になっても活動を継続する意欲と実践力を持った人づくりに努めてまいります。

スポーツ・文化活動の現状につきましては、坂町体育協会及びスポーツ少年団並び

に坂町文化協会が中心となって活発に活動されており、相当な成果を上げていることにつきまして、指導者及び関係者の皆様方に厚くお礼を申し上げます。引き続き、関係諸団体との連携を密にし、指導者の育成と確保に努め、スポーツ・文化活動を振興してまいります。

また、坂町史4編の普及・活用に引き続き努めてまいります。

坂町におきましては、多くの先人が培われてきた貴重な文化財が多数存在しております。これまでは横浜小学校の教室に本町の歴史を伝える資料を展示しておりましたが、授業用の教室を確保する必要性が生じたため、歴史資料を移転・展示する「（仮称）ふるさと資料館」を整備し、完成後は町全体の資料館として活用してまいりたいと考えております。

また、資料館を経由するウォーキングコースを設定し、子どもたちや地域の皆様をはじめ、町内外の多くの方々に御覧いただくことで、貴重な歴史・文化を後世に伝えてまいりたいと考えております。

また、令和5年度に制作いたします畝為吉氏の功績をたたえる偉人マンガにつきましては、町内の小中学校、図書館等の各施設に配布をし、学習活動に利用することで郷土愛の醸成に努めてまいります。

Sunstar Hallは町内外のスポーツ交流の場として、また、文化交流拠点等として、引き続き、施設の適切な維持管理に努めてまいります。イベントの開催につきましては、開館10周年の節目の年にふさわしく、町民の皆様に喜んでいただけるイベントを開催してまいりたいと考えております。

国際交流の推進につきましては、幅広く町民が参加できる国際理解講座などを通じ、他国の文化や習慣等について理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成に努めてまいります。

また、中学生を対象とした海外研修青少年対象事業につきましては、長引く円安の影響による渡航費用の高騰により、断念せざるを得ない状況となっております。しかしながら、円安の解消等、安全・安心に渡航できるような状況になった際には、再開できるよう準備をしてまいります。

6、産業活性化・観光振興による活気あるまちづくり

坂町の豊かな自然、歴史的・文化的な地域資源、地理的条件などを生かしたまちづくりを進め、人々が気軽に自然に接し、体験できるよう、観光レクリエーション施設

の整備と利用を促進してまいります。

本町の農業を取り巻く環境は、農地の多くが傾斜地にあることで効率化が難しく、さらに、高齢化により地域の担い手が減少傾向にあり、イノシシやサルなどの有害鳥獣による農作物の被害も報告されており、厳しい状況にあります。

こうした状況の中、新たな生きがいややりがいを求めて農作業に興味を持つ方を含め、農作業に携わる方が意欲を持てる環境をつくるため、休耕地を利用したレクリエーション農園の運営や農産物品評会の開催などに取り組むとともに、有害鳥獣駆除対策協議会の活動や有害鳥獣からの被害防止対策費用を補助し、都市近郊農業の振興を図ってまいります。

特産である広島カキの一翼を担うカキ養殖及び漁船漁業は、本町の唯一の地場産業として、森山北漁業基地を拠点に操業が行われておりますが、平成8年に整備された基地内の浮消波堤は老朽化により機能が発揮されず、波浪の影響により漁業活動の安全性が確保できないため、一文字防波堤の改修を県に進めていただいております。

今後も漁業の振興に係る諸施策を継続し、坂町漁業協同組合と連携を密にしながら、必要に応じて国や県に働きかけるなど、水産業の振興に努めてまいります。

新たな特産品の開発及び振興につきましては、地域おこし協力隊を導入するとともに、広島カキやムラサキムギ、町木である梅を推奨し、本町の特色を生かすため、町公式キャラクターや観光資源等を活用して、多くの人に愛される商品の開発を進めてまいります。

梅ペーストと町公式キャラクターを用いて開発し、今後、販路を拡大していくまんじゅうは、町外の方が本町に対する関心を高める契機となるよう、そして、町内事業者による本町の誇りとなる新たな特産品開発の促進につながるよう活用してまいります。

また、本町のムラサキムギを原材料としたビールは製造再開に向けた検討を行っているところであり、原材料の確保や新たな生産体制の確立に努めるなど、地域資源を通じて元気な坂町を目指してまいります。

商工業の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から回復するための経済対策やウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰対策に関し、国や県の対策等と連動して町内の中小企業等を支援し、町内中小小売業の活発な商業活動を展開していくため、引き続き、中小企業融資制度を継続し、経営基盤の強化を図ってまいります。

す。今後も広島安芸商工会と連携し、商工業の振興に努めてまいります。

観光振興につきましては、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、ベイサイドビーチ坂に整備した物販施設等で地元特産品を販売し、海でのマリンスポーツやビーチスポーツ、背後地でのトレッキングの拠点にできる本町を象徴する施設として、町内外に魅力や情報を積極的に発信をしてまいります。

また、観光、地域振興をより効果的なものとするよう、役場の組織体制を再編し、推進体制の一元化を図るほか、年間を通じたにぎわいの創出と交流人口、関係人口の増加を図るために、空き家を活用したサテライトオフィスの誘致など、新たな活力につなげる地域おこし協力隊の拡充、広島安芸商工会や坂町漁業協同組合、民間事業者なども含め、本町の観光と商業、農業、漁業などの地域産業が連携した地域経済の活性化を図ってまいります。

さらに、海水浴シーズンにおける国道の渋滞緩和、利用者の安全対策を図る横断歩道橋や情報伝達施設などの整備について進めているところであり、引き続き、早期完成に向けて関係機関へ働きかけてまいります。

7、効率的な行財政運営を図るまちづくり

今日の地方公共団体におきましては、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化など、社会情勢の変化に一層適切に対応することが求められており、厳しい財政状況下においても、質の高い行政サービスを効率的、効果的に提供する必要があります。

国が策定した「デジタル田園都市国家構想基本方針」では、地方の社会課題を成長の原動力へと転換し、持続可能な経済社会の実現や新たな成長を目指すとされています。

本町におきましても、デジタル変革を通じた新しい地域と社会の構築を目指し、情報通信技術を活用した地域課題の解決、窓口改革の推進、行政情報システムの標準化・共通化、情報の漏えい防止対策の徹底等について重点的に取り組み、引き続き、住民密着のデジタル化を進めてまいります。

広報活動につきましては、さらなる情報発信の強化を図るため、ホームページの更新や町公式ラインの導入など、必要な情報を必要なときに皆様のお手元に迅速にお届けする仕組みを構築してまいりました。

令和5年度には民放放送局のデータ放送を活用し、スマートフォンの操作が苦手な方やインターネット環境がない方など、子供から高齢者まで、テレビを通じて容易に

情報を入手できるdボタン広報誌を導入いたしました。

また、仮想現実（VR）を活用した観光施設の魅力発信を行うなど、町の情報発信の拡充・強化により一層取り組んでまいります。

さらに、町の魅力発信を図るため、町民の皆様に愛着を深めていただくことを目的として、町の魅力を表現した原動機付自転車の御当地ナンバープレートを制作をいたしました。

また、町公式マスコットキャラクター「坂うめじろう」を町内外の各種イベントに出演させ、キャラクターグッズを活用したPRに努め、本町を多くの方々に知ってもらうための取組を行ってまいります。

今後も広報誌をはじめ、様々な情報媒体を活用し、町民の皆様に役立つ身近な最新情報の提供に取り組み、内容をより充実させ、本町の魅力を余すことなく、県内外はもとより、海外へも積極的に情報発信してまいります。

各公共施設の維持管理につきましては、令和3年度に策定をいたしました「町民ひろば長寿命化計画」及び「社会教育施設長寿命化計画」に基づき、施設の計画的な保全・管理に取り組んでまいります。

とりわけ町民ひろばにつきましては、坂町の行政の中心となる施設であり、災害時の指定緊急避難場所に指定されておりますことから、令和6年度から建物の耐久性や防水性の機能向上を図ってまいります。

下水道事業特別会計では、令和3年度から事業の安定的な運営を目的とし、これまでの官公庁会計から、地方公営企業法を適用した企業会計への移行を3か年計画で進めてまいりました。

令和5年度は下水道施設の資産情報の整理や条例・規則等の改正を行い、令和6年度から公営企業としての健全性を確保するため、財政の基盤強化や適切な資産管理を図り、下水道施設の更新費用の増大や人口減少社会による経営状況の悪化を未然に防げるよう、より一層の効率化・健全化に努めてまいります。

令和6年度の施政方針の大綱を申し上げましたが、平成30年7月豪雨災害からの復興を必ずや成し遂げるために、高い次元の志を持って取り組み、未来に向け、希望を抱ける行財政運営を行いたいと考えております。

町政の基本理念は、町民一人一人が健康に恵まれ、安全で快適な生活環境の中で、活力と生きがいのある生活を営むことができる地域社会を形成することであると私は

考えております。このような社会を実現するため、町民の皆様をはじめ、各方面からの御意見に耳を傾け、何を求めておられるかを的確に判断し、その実現のため、今後あらゆる創意と工夫の下に、地に足が着いた施策を着実に推進してまいり所存でございます。議会の皆様をはじめ、町民の皆様の深い御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 以上で、令和6年度町長施政方針を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時20分とさせていただきます。

（休憩 午後 2時06分）

（再開 午後 2時20分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第24「令和6年度教育行政方針」を議題にします。

令和6年度教育行政方針の表明を求めます。

枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 令和6年度教育行政方針を読み上げます。

1、はじめに

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は収束したものの、「予測困難な社会」であることを目の当たりにした今日、急激に変化する時代の中で、学校教育には一人一人の子どもたちに豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のづくり手となるために必要な資質や能力を育成することが求められています。

国では、「GIGAスクール構想」の実現に向けて、ICT環境がこれからの学校教育を支えることを前提に、今後の学校教育の在り方について検討されてきています。

坂町では「GIGAスクール構想」に基づき、1人1台端末、電子黒板、デジタル教科書と高速大容量の通信ネットワークを活用したICT教育を推進し、子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」を一体的に充実させる取組を推進してまいります。

さらには、人生100年時代の到来など、社会の変化や課題を踏まえた新しい時代

を迎える中、生涯学習の重要性は一層高まっており、学校教育での学びを生かし、町民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供等、生涯学習の理念を踏まえた総合的な政策を推進してまいります。

また、令和5年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や縮小となっていた多くの行事やイベントが例年どおり開催され始めました。しかし、依然として予断を許さない状況が続いています。

引き続き、令和6年度においても、感染防止の意識を持ちつつも、「ポストコロナ」という新たな時代を見据え、国、県の動向を的確に把握した上で、行事やイベント等の目的や効果を再検証し、柔軟かつきめ細やかに施策を展開してまいります。

坂町教育委員会といたしましては、「町長施政方針」及び「坂町長期総合計画」等に基づき、また、「総合教育会議」の趣旨を踏まえ、町長部局と一体となって、効果的な教育行政を推進してまいります。

2、学校教育

(1) 「礼節」を基本とした教育の推進

一人一人の子どもたちが自らを律しつつ他者と協調し、思いやりや感動する心を育みながら、「礼節」をわきまえた行為へと深めていく教育を推進してまいります。

時と場所、場合に応じた適切な挨拶や言葉遣いのできる「礼儀」と、自分自身の立場をわきまえ、よく考えて行動し、生活することのできる「節度」を一体として捉え、全ての教育活動を通して取り組んでまいります。

(2) 確かな学力の向上

これからの社会を主体的・創造的に生き抜いていくために、児童生徒一人一人に基礎的・基本的な内容の定着を図り、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成してまいります。

育成に当たっては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努め、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を進めるとともに、ICT環境を最大限活用し、質の高い教育の実現を目指してまいります。

(3) 体力・運動能力の向上

体力は人間の発達・成長を支え、創造的な活動をするために大切な役割を果たすことから、将来を担う児童生徒の体力を向上させることは、坂町の未来の発展のためにも重要であると考えます。

今後も各学校の実態を踏まえ、「体力づくり改善計画」を作成し、体育・保健体育の授業をはじめ、学校教育活動全体を通して体力・運動能力のさらなる向上に努め、児童生徒が心身ともに健やかで安全に成長していくことができる取組を推進してまいります。

（４）ＩＣＴ教育の推進

社会全体のデジタル化が推進される中、学校においても学習指導要領に示された資質・能力の育成を着実に進めることが重要です。そのためには、学校におけるＩＣＴ環境を最大限活用し、電子黒板やデジタル教科書等の新たな教材や学習活動等も積極的に取り入れつつ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努め、授業での対話場면을重視し、情報モラル教育を含めたＩＣＴ教育を推進してまいります。

（５）防災教育の推進

平成３０年７月豪雨災害の経験や教訓を生かした防災教育を推進し、生涯にわたる防災対応能力の基礎を育成し、復興に向けて心身ともにたくましく生き抜く力を育む防災教育を推進してまいります。

推進に当たっては、教育活動全体を通して自然災害についての理解を深め、「待つな！迷うな！逃げろ！」を合い言葉とし、災害時に的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができる力を育成します。

また、自他の生命を尊重する心を育て、学校・家庭・地域の安全活動に進んで参加・協力・貢献できるような資質や能力を養い、主体的に行動し、防災に対応することのできる人材を育成してまいります。

（６）特別支援教育の推進

児童生徒の自立と社会参加を一層推進していくために、児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、ユニバーサルデザインに配慮した教育環境を充実させるとともに、適切な指導や支援を行ってまいります。

このため、各学校で「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用するとともに、「特別支援教育コーディネーター」を中心に校内体制を整え、関係機関等との連携を積極的に進め、研修の充実や指導内容、指導方法の改善を進めてまいります。

（７）グローバル人材の育成

グローバル化が進展する中、多様化する価値観や世界規模の課題に対応する姿勢を育み、持続可能な社会のづくり手となるために必要な資質や能力を身につけることが求められています。

坂町で育ったことに誇りを持ち、胸を張って坂町を語り、国際社会で活躍できるよう、語学力やコミュニケーション能力を育み、自らの考えや意見を伝え、主体性や創造性、責任感、チャレンジ精神を持って行動できる能力や態度を育成します。

また、異なる文化や価値観を理解し、国際社会の平和や発展に貢献する人材を育成してまいります。

（８）生徒指導体制の確立

児童生徒を取り巻く社会環境が大きく変化する今日、問題行動の未然防止や早期発見・早期解決と健全育成を一体的に捉え、児童生徒一人一人の規範意識を高め、自己を律し、社会的自立を促進する生徒指導体制の確立を図ってまいります。

また、学校・家庭・地域・関係機関等が互いに連携し、それぞれの教育力を生かした開かれた生徒指導を推進し、校内における教育相談体制の充実に努めてまいります。

とりわけ不登校の増加に対しては、坂小学校に設置している不登校支援センター等を活用しながら、不登校児童生徒支援の一層の充実に努めてまいります。

また、いじめ問題については、「どの子にも、どの学校にも起こり得る問題」として認識し、いじめの未然防止に努め、いじめが生じた際には、迅速な対応、悪化の防止、真の解決に結びつけるために、学校と教育委員会が一体となって適切に対応してまいります。

（９）保育園・こども園・小・中学校連携・接続の推進

町内の保育園・認定こども園、小学校、中学校間が円滑に連携・接続しながら、子どもの発達や成長段階に合わせた教育の連続性、一貫性を確保し、子どもに対して体系的な教育が組織的に行われることが重要です。

このため、保育園・認定こども園と小学校が連携しながら、互いの教育・保育を理解し、見通しを持って、子どもの育ちと学びを連続させていく連携体制の構築と教育内容の充実に努めてまいります。

また、小中学校では９年間の教育課程を系統的、継続的な一つのまとまりとして捉え、学校間の円滑な連携・接続を確保し、心身ともに健康で、子どもたちの発達段階に応じた「生きる力」を育成してまいります。

（１０）「地域とともにある学校づくり」の推進

学校と地域が学校の目標を共有し、一体となって地域の子どもたちを育てていくことは、子どもの豊かな育ちを確保し、地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てていくことにもつながります。

このため、「坂町の教育を考える会」で教育課題を明らかにし、町内各学校区において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）をさらに充実させ、学校と地域が連携・協働しながら、一体となって子どもたちの成長を支える「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。

また、中学校の部活動においては、学校主体で教育の一環として地域と共に盛り上げていけるよう、部活動指導員の配置に配慮しつつ、関係機関と連携してまいります。

（１１）安全・安心な学校環境の整備

学校施設は未来を担う子どもたちが集い、生き生きと学び、生活をする場であるとともに、地域住民にとっては生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場であり、災害時等には避難場所、避難所として役割を果たす重要な施設です。

引き続き、学校施設の改修整備は、安全で安心して学ぶことができる施設及び避難場所、避難所としての維持管理が重要であり、老朽化対策として策定した「長寿命化計画」に基づき、効果的・効率的に長寿命化を図り、良好な状態の維持や安全性の確保に努めてまいります。

また、教職員の長時間勤務課題の解決に向けて、児童生徒の出欠や成績の管理を行う校務支援システムの運用等により、健康で生き生きとやりがいを持って勤務できる環境づくりを推進してまいります。

３、生涯学習

（１）生涯学習社会の推進

社会の急激な変化を背景に、価値観の多様化する中で、長い人生を生き生きと生きるため、あらゆる世代、全ての生活の場における生涯にわたる学習が重視されています。

そのため、町民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現を目指した取組を推進してまいります。

（２）生涯学習環境の整備

学習活動のさらなる充実を図るため、学習意欲を持つ誰もがそれぞれのライフスタイルに合わせて、いつでも、どこでも、気軽に学べる環境づくりを支援してまいります。

町民センターや図書館などの公共施設が町民の身近な学習拠点や交流の場として活用されるように、多様化・高度化する学習内容や学習方法に対応してまいります。

また、小中学校を含めた施設間の連携、施設設備等の充実を図り、活用の利便性に努めてまいります。

また、S u n s t a r H a l l（町民交流センター）においては、町民に親しまれ、スポーツ・文化活動の交流拠点として活用されるよう、関係機関等とも協力し、利用促進に努めるとともに、防災の拠点として、施設の適切な点検及び維持管理に努めてまいります。

（３）生涯学習推進体制の確立

社会の変化や町民の学習ニーズに応じた学習機会の提供や、学習活動をより豊かで魅力あるものとするため、中心的役割を担う指導者及びコーディネーターの確保と育成に努め、生涯学習を推進する体制の確立に努めてまいります。

また、講座参加者の安全・安心を確保し、継続して活動ができるよう、自主グループの育成や生涯学習に関係する機関・団体間の連携・協力体制の構築を図ってまいります。

（４）図書館運営の充実

図書館は地域の情報の拠点としての役割を果たすため、蔵書・資料などの計画的な収集・整備に努め、誰もが知識や情報を得ることができる環境を整えてまいります。

また、学校、公民館等、関連施設と連携し、町内全域で質の高い図書館サービスが提供できるよう資質の向上を図り、図書館機能を活用した生涯学習機会の提供と充実に努めてまいります。

子どもの読書活動については、「坂町子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・学校など社会全体で推進してまいります。

事業につきましては、読み聞かせや図書館まつりを開催して、図書館に興味を持っていただけるような取組をしてまいります。

（５）生涯スポーツ社会の振興

町民の誰もが生涯を通じていつでも身近にスポーツに親しむことができる環境を整

備し、幸福で豊かな生活を営むことができる生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

推進に当たっては、坂町体育協会やスポーツ推進委員等の関係機関と連携・協力し、「坂町悠々健康ウォーキング大会」をはじめとする各種スポーツ大会や主催事業を開催し、町民にスポーツ活動を通して心身の健全な発達や体力増進・健康維持の機会の充実を図ってまいります。

（６）芸術・文化活動の振興

芸術・文化活動は人々に感動や生きる喜びをもたらし、暮らしに潤いと活力を満たす大きな力となることから、芸術・文化を大切にする社会の実現を目指してまいります。

町民センターをはじめ、公共施設における自主グループや芸術・文化団体の育成と支援を継続し、「坂町歌」、「坂町音頭」の普及と振興に努め、地域に根差した芸術・文化活動を推進してまいります。

また、文化協会、関係機関及び団体等と連携し、芸術・文化活動の活性化が図られるよう、情報の提供や発表の場、参加する機会の拡充に努めてまいります。

（７）青少年の健全育成

青少年の健全な育成は、青少年が豊かな人間性を育み、心身ともに健やかに成長するとともに、社会との関わりを自覚しながら、次代の社会の担い手として自立することを目指してまいります。

このため、青少年育成坂町民会議や学校等と連携し、「あいさつ運動」や「道徳作文」、「青少年の主張」などへの参加を促進し、あらゆる機会を捉えて、他人を思いやる心や善悪の判断などの基本的倫理観を養い、社会的なマナーを身につける等の健全な育成に努めてまいります。

（８）「放課後子どもプラン」の推進

子どもたちが放課後や週末の自由な時間を安全で安心して活動できる拠点として、「放課後子ども教室」や「子どもチャレンジ講座」の充実に努め、地域全体で子どもを守り育てる意識の啓発を図り、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養を目指してまいります。

現在、「留守家庭児童会」は坂・横浜・小屋浦の全ての地区で待機児童もなく、全学年の受入れを行っています。今後も「放課後子ども教室」と連携して、安全への配

慮を徹底しながら、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、子どもたちの健全育成と子育て支援の充実に努め、長期休業中の受入れ態勢についても検討してまいります。

（９）町史の普及・活用の促進

坂町におきましては、多くの先人が培われてきた貴重な文化財が多数存在しております。町民の歴史や文化に対する関心・意欲を高め、先人が築いた歴史や文化を次世代に継承するため、引き続き、坂町史の普及、啓発活動に努めてまいります。

これまでは横浜小学校の教室に本町の歴史を伝える資料を展示しておりましたが、授業用の教室を確保する必要が生じたため、歴史資料を移転・展示する「（仮称）ふるさと資料館」を整備し、完成後は町全体の資料館として活用してまいりたいと考えております。

また、資料館を経由するウォーキングコースを設定し、子どもたちや地域の皆様をはじめ、町内外の多くの方々に御覧いただくことで、貴重な歴史・文化を後世に伝えてまいりたいと考えております。

また、令和５年度に制作いたします畝為吉氏の功績をたたえる偉人マンガを町内の学校、図書館等の各施設に配布して、学習活動に利用するなど、坂町の歴史・文化を後世に伝えてまいります。

（１０）国際交流の推進

国際化が進展する中、青少年自らが国際社会の一員であることを自覚し、異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していくことが求められているため、国内外における異文化体験や共同生活体験等の機会を提供し、次代を担うグローバル人材を育成します。

また、「坂町海外研修青少年対象事業」につきましては、長引く円安の影響による渡航費用の高騰により、断念せざるを得ない状況となっております。しかしながら、円安の解消等、安全・安心に渡航できるような状況になった際には、再開できるよう準備してまいります。

４、おわりに

坂町教育委員会といたしましては、「夢や希望を育み、絆をつくる人づくり」を基本目標とし、子どもたち一人一人の能力や個性を伸ばし、新たな時代を豊かに生き抜く力を育成する質の高い教育を推進し、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」の充実に努めてまいります。

また、町民の皆様が生涯を通じて健やかに充実した生活を送ることができるよう、文化に親しみ、スポーツを楽しむための環境づくりに努め、「社会が人を育み、人が社会をつくる」好循環と生涯学習社会の実現を目指した効果的な取組を進めてまいります。

厳しい財政状況の中、町当局の教育行政に対する温かい御支援に心から感謝申し上げますとともに、その期待に応えるため、より一層努力し、坂町教育の向上及び発展のために邁進してまいります。

今後とも、議会の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願いいたしまして、「教育行政方針」とします。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 以上で、令和6年度教育行政方針を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本日は、これをもって延会とします。

再開は、明日、3月5日午前10時といたします。

お疲れさまでした。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（延会 午後2時45分）